

第2期

美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度 >> 令和6年度

(素案)



令和2年3月



岐阜県 美濃加茂市



## 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	2
(1) 法的な位置づけ	2
(2) 計画の対象	2
(3) 関連計画との関係	2
4 計画期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1 美濃加茂市の子どもをめぐる状況	3
(1) 子どもの人口の推移と推計	3
(2) 5歳以下の子どもの人口の推移と推計	4
(3) 世帯構成の状況	4
(4) 母子世帯の推移	5
(5) 父子世帯の推移	5
(6) 合計特殊出生率の推移	6
(7) 出生数の推移	7
(8) 出生率（人口千対）の推移の比較	7
(9) 婚姻数・婚姻率の推移	8
(10) 離婚数・離婚率の推移	9
(11) M字カーブ（女性の労働力率）の動向	10
2-1 保育サービス等の現状	11
(1) 保育所（園）・幼稚園入所状況	11
(2) 待機児童数の推移	11
(3) 時間外保育事業	12
(4) 一時預かり保育	12
(5) 病児・病後児保育	12
(6) 障がい児保育	12
(7) 放課後児童クラブ（学童保育）	13
(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	13
(9) 地域子育て支援拠点事業	13
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	14
(11) 妊婦健康診査	14

(12) 乳児家庭全戸訪問事業 .....	14
(13) 養育支援訪問事業 .....	14
2-2 第1期子ども・子育て事業計画の評価・検証 .....	15
(1) 評価結果一覧 .....	15
3 ニーズ調査結果からみられる現状 .....	17
(1) 就学前児童 .....	17
(2) 小学生児童 .....	22
4 美濃加茂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 .....	26
(1) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備 .....	26
(2) 保育ニーズの高まりへの対応 .....	27
(3) 子育て家庭を支える地域づくり .....	30
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>33</b>
1 基本理念 .....	33
2 基本的な視点 .....	33
3 施策の体系 .....	34
重点施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進 .....	35
重点施策2 家庭・地域・学校における子育て・教育の支援 .....	36
重点施策3 切れ目のない支援で子育てにやさしいまちづくり .....	37
重点施策4 すべての子どもが健やかに育つ支援 .....	38
<b>第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....</b>	<b>39</b>
1 教育・保育提供区域の設定 .....	39
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 .....	39
(1) 推計の考え方 .....	39
(2) 認定区分ごとの量の見込みの算出 .....	40
3 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	41
(1) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 .....	41
4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期 .....	45
(1) 時間外保育事業 .....	45
(2) 放課後児童健全育成事業 .....	45
(3) 子育て短期支援事業 .....	46
(4) 地域子育て支援拠点事業 .....	46
(5) 幼稚園における一時預かり事業 .....	47
(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業 .....	47
(7) 病児・病後児保育事業 .....	48
(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） .....	48
(9) 利用者支援事業 .....	49

(10) 妊婦健康診査 .....	49
(11) 乳児家庭全戸訪問事業（乳児訪問） .....	50
(12) 養育支援訪問事業 .....	50
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 .....	51
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 .....	51
5 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項 .....	52
(1) 教育保育の質の向上 .....	52
(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上 .....	52
6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保 .....	52
7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....	53
(1) 就業環境改善への働きかけ .....	53
8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 .....	53
(1) 児童への権利侵害対策の充実 .....	53
(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実 .....	53
9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 .....	54
(1) 男女共同参画への意識づくり .....	54
(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 .....	54
10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	54
<b>第5章 計画の進行管理 .....</b>	<b>55</b>
1 行政機関の連携 .....	55
2 市民や地域との連携 .....	55
3 計画の進行管理 .....	55
<b>資料編 .....</b>	<b>56</b>
1 次世代育成支援事業一覧 .....	56
2 計画の策定経過・体制 .....	59
(1) 策定経過 .....	59
(2) 令和元年度 美濃加茂市子ども・子育て会議委員名簿 .....	60



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立しました。

この法律によって、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられ、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。また、令和元年10月からの消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることとなりました。

子ども・子育て支援の意義のポイントとしては次のようにまとめられます。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

## 2 計画策定の趣旨

美濃加茂市では、先述の法改正に合わせて平成27年4月からを第1期とする「美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの子育て世帯を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、「第2期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## 3 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、引き続き次世代育成支援行動計画を包含する形で、その考えや取組を踏襲しながら、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

### (2) 計画の対象

本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。

また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

### (3) 関連計画との関係

美濃加茂市第6次総合計画に掲げられている「女性若者活躍」の重要政策「女性や若者が輝き、スポットライトが当たるまち！」を目指し、子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけます。また、美濃加茂市地域福祉計画を最上位とする福祉分野における個別計画の一つとして位置づけます。

## 4 計画期間



本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。なお、必要に応じて計画期間中においても見直しを行うこととします。



## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 美濃加茂市の子どもをめぐる状況

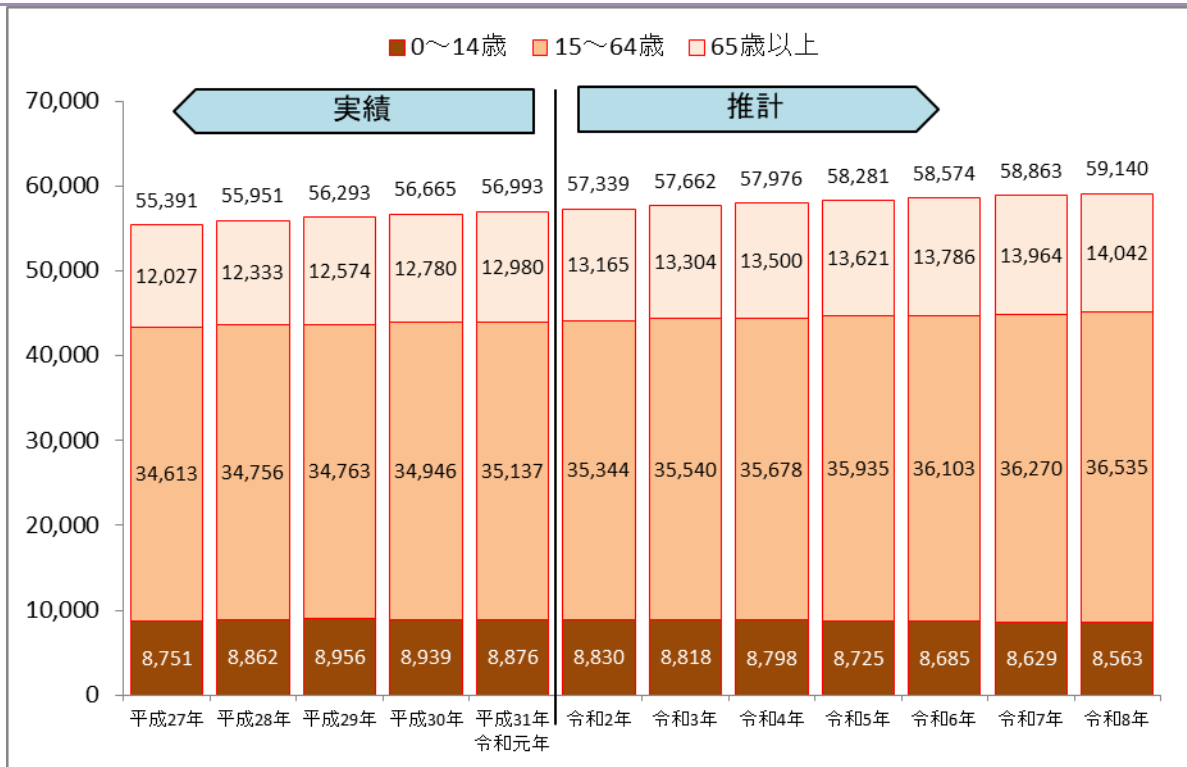
#### (1) 子どもの人口の推移と推計

本市の総人口は、平成27年以降増加傾向で推移しています。

しかし、0～14歳の年少人口は、減少傾向で推移していくことが見込まれ、少子高齢化が進行していくことが予想されます。

#### 【人口推移と推計（人、％）】

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年 令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年
0～14 歳	8,751 (15.8%)	8,862 (15.8%)	8,956 (15.9%)	8,939 (15.8%)	8,876 (15.6%)	8,830 (15.4%)	8,818 (15.3%)	8,798 (15.2%)	8,725 (15.0%)	8,685 (14.8%)	8,629 (14.7%)	8,563 (14.5%)
15～64 歳	34,613 (62.5%)	34,756 (62.1%)	34,763 (61.8%)	34,946 (61.7%)	35,137 (61.7%)	35,344 (61.6%)	35,540 (61.6%)	35,678 (61.5%)	35,935 (61.7%)	36,103 (61.6%)	36,270 (61.6%)	36,535 (61.8%)
65歳 以上	12,027 (21.7%)	12,333 (22.0%)	12,574 (22.3%)	12,780 (22.6%)	12,980 (22.8%)	13,165 (23.0%)	13,304 (23.1%)	13,500 (23.3%)	13,621 (23.4%)	13,786 (23.5%)	13,964 (23.7%)	14,042 (23.7%)
総人口	55,391	55,951	56,293	56,665	56,993	57,339	57,662	57,976	58,281	58,574	58,863	59,140

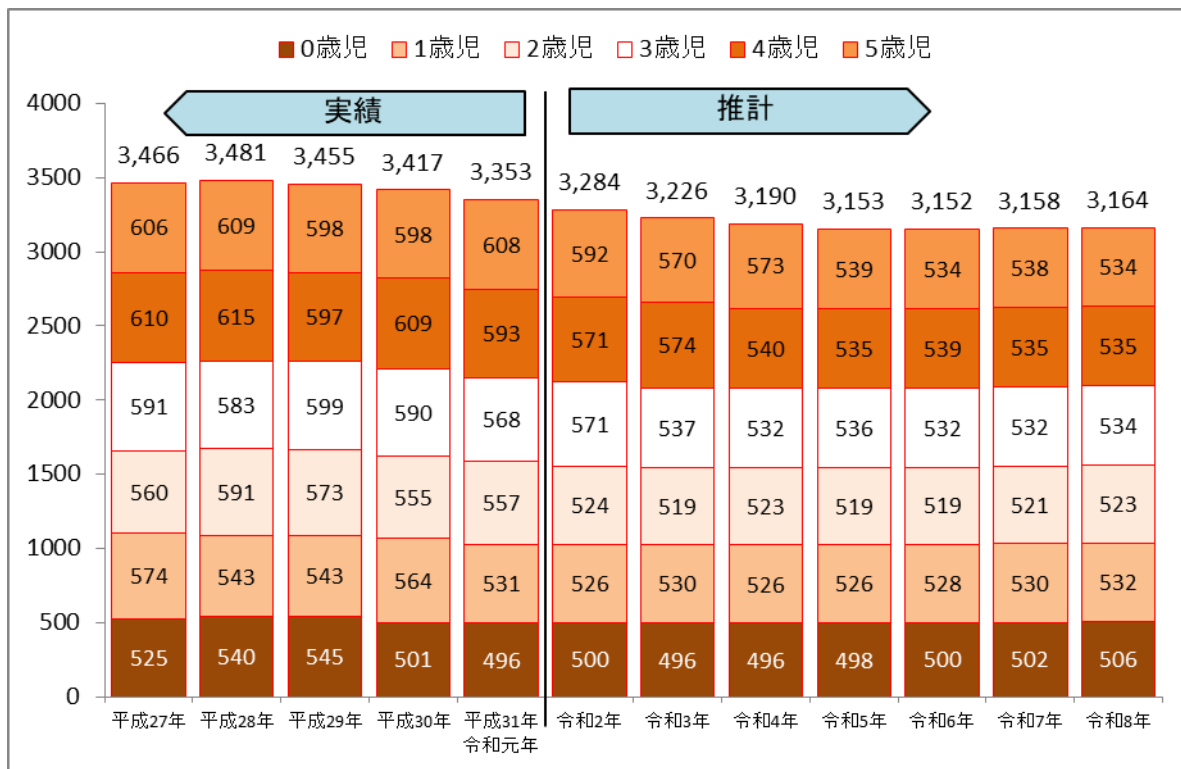


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 5歳以下の子どもの人口の推移と推計

本市の5歳以下の人口は、今後概ね減少していくことが見込まれます。

### 【子どもの人口の推移と推計（人）】

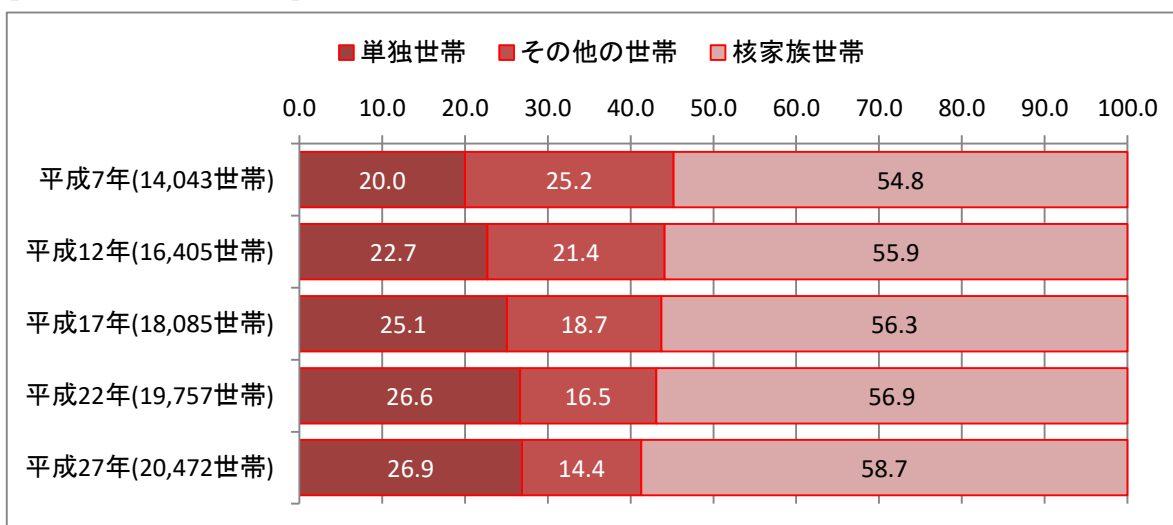


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (3) 世帯構成の状況

世帯構成は、核家族化が進むとともに、単独世帯数が増加しています。

### 【世帯構成の推移（%）】



資料：総務省統計局 国勢調査(各年10月1日)

#### (4) 母子世帯<sup>1</sup>の推移

本市の母子世帯数は増加傾向で推移しています。

##### 【母子世帯の推移（世帯、人）】

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯数	180	237	308	319
母子世帯人員	481	623	789	826
1 世帯当たりの人員	2.67	2.63	2.56	2.59

資料：総務省統計局 国勢調査(各年 10 月 1 日)

#### (5) 父子世帯の推移

父子世帯については年によって増減がみられます。

##### 【父子世帯の推移（世帯、人）】

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
父子世帯数	28	33	26	31
父子世帯人員	71	94	60	79
1 世帯当たりの人員	2.54	2.85	2.31	2.55

資料：総務省統計局 国勢調査(各年 10 月 1 日)



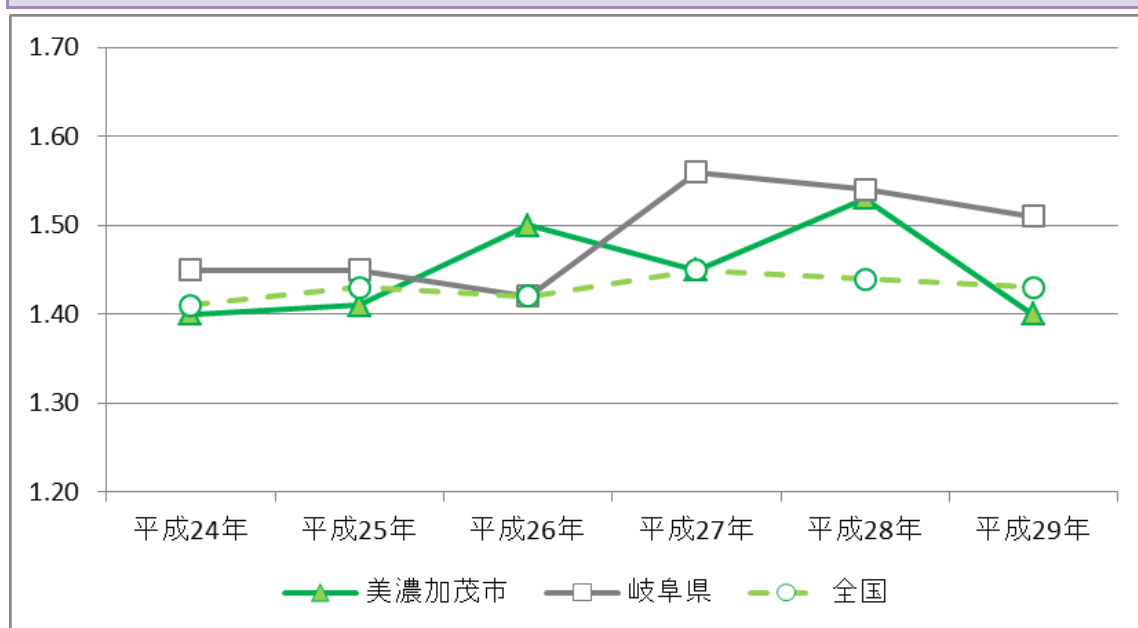
<sup>1</sup> 「母子世帯」とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子どもから成る一般世帯のこと。

## (6) 合計特殊出生率<sup>2</sup>の推移

本市の平成 29 年の合計特殊出生率は 1.40 となっており、全国・県より低く、また、人口置換水準<sup>3</sup>の 2.07 には及ばない数値となっています。

### 【国・県・本市の合計特殊出生率の推移】

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
岐阜県	1.45	1.45	1.42	1.56	1.54	1.51
美濃加茂市	1.40	1.41	1.50	1.45	1.53	1.40



資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計



2 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

3 人口置換水準とは、人口が増加も減少もせず、均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のことです。

## (7) 出生数の推移

出生数（総数）の推移をみると、平成29年が454人となっており、近年では最も少なくなっています。

母の年齢階層別の出生数をみると、30～34歳が最も多くなっています。

### 【出生数の推移（人）】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
15歳未満	-	-	-	-	-
15～19歳	6	6	7	3	3
20～24歳	35	44	44	57	42
25～29歳	167	165	147	141	136
30～34歳	187	187	173	188	175
35～39歳	88	86	97	95	79
40～44歳	11	20	16	24	18
45～49歳	-	-	-	-	1
50歳以上	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-
総数	494	508	484	508	454

資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

## (8) 出生率（人口千対）の推移の比較

人口千人対の出生率をみると、全国平均や県平均よりも上回って推移しています。

### 【出生率（人口千対）の推移（‰）】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
全国	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6
岐阜県	8.1	7.9	7.5	7.7	7.5	7.0
美濃加茂市	9.1	9.0	9.2	8.7	9.1	8.1

資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

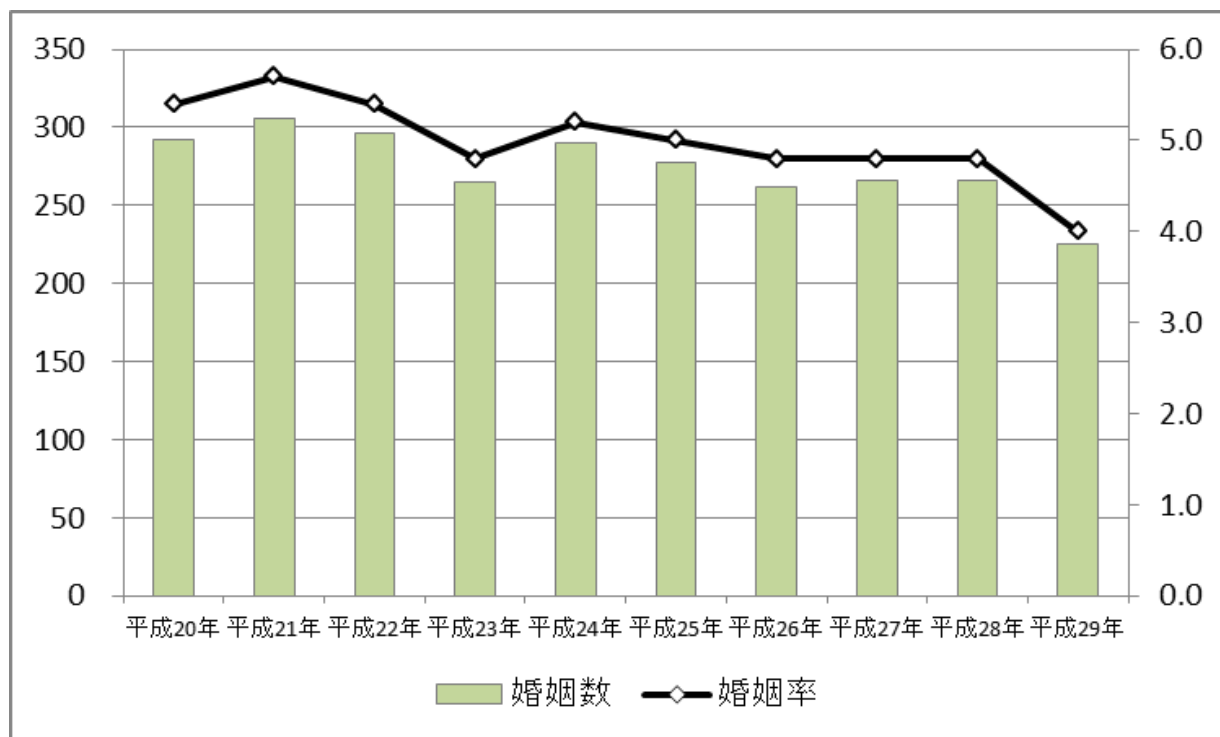
### (9) 婚姻数・婚姻率の推移

本市の婚姻数は平成 29 年に 225 件となり、婚姻率は 4.0 となっています。婚姻数が平成 28 年までの件数から大きく減少しています。

#### 【婚姻数・婚姻率の推移（件、%）】

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全国	726,106	707,734	700,214	661,895	668,869	660,613	643,749	635,156	620,531	606,866
岐阜県	10,919	10,364	10,087	9,647	9,521	9,492	9,071	8,859	8,581	8,392
美濃加茂市	292	306	296	265	290	277	262	266	266	225

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全国	5.8	5.6	5.4	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	5.0
岐阜県	5.3	5.1	4.8	4.7	4.7	4.7	4.5	4.4	4.3	4.3
美濃加茂市	5.4	5.7	5.4	4.8	5.2	5.0	4.8	4.8	4.8	4.0



資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

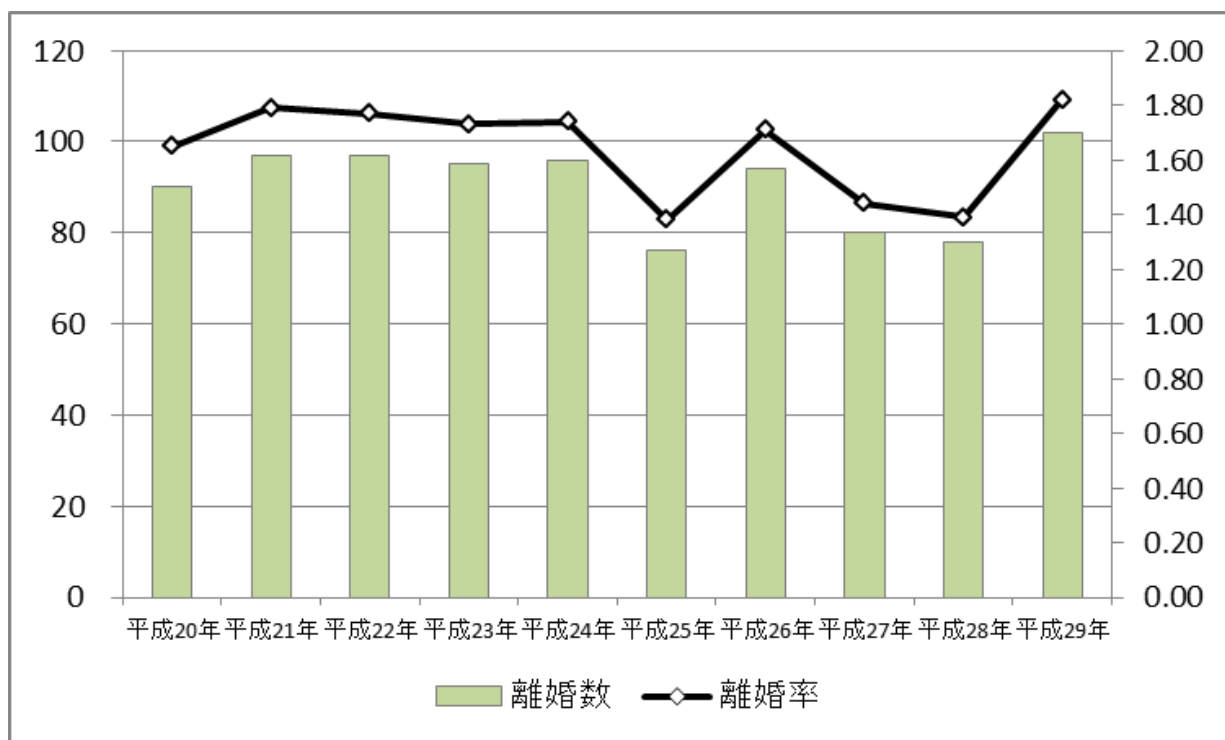
### (10) 離婚数・離婚率の推移

本市の離婚数は平成 29 年に 102 件、離婚率は 1.82 となっています。離婚数は長期的にみると大きな変動はみられませんが、離婚率は平成 29 年に全国平均や県平均を上回りました。

#### 【婚姻数・婚姻率の推移（件、%）】

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
全国	251,136	253,353	251,378	235,719	235,406	231,383	222,107	226,215	216,798	212,262
岐阜県	3,413	3,534	3,395	3,385	3,306	3,227	3,182	3,108	3,058	2,963
美濃加茂市	90	97	97	95	96	76	94	80	78	102

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
全国	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70
岐阜県	1.66	1.73	1.66	1.66	1.63	1.60	1.58	1.56	1.54	1.50
美濃加茂市	1.65	1.79	1.77	1.73	1.74	1.38	1.71	1.44	1.39	1.82



資料：岐阜県衛生統計年報 人口動態統計

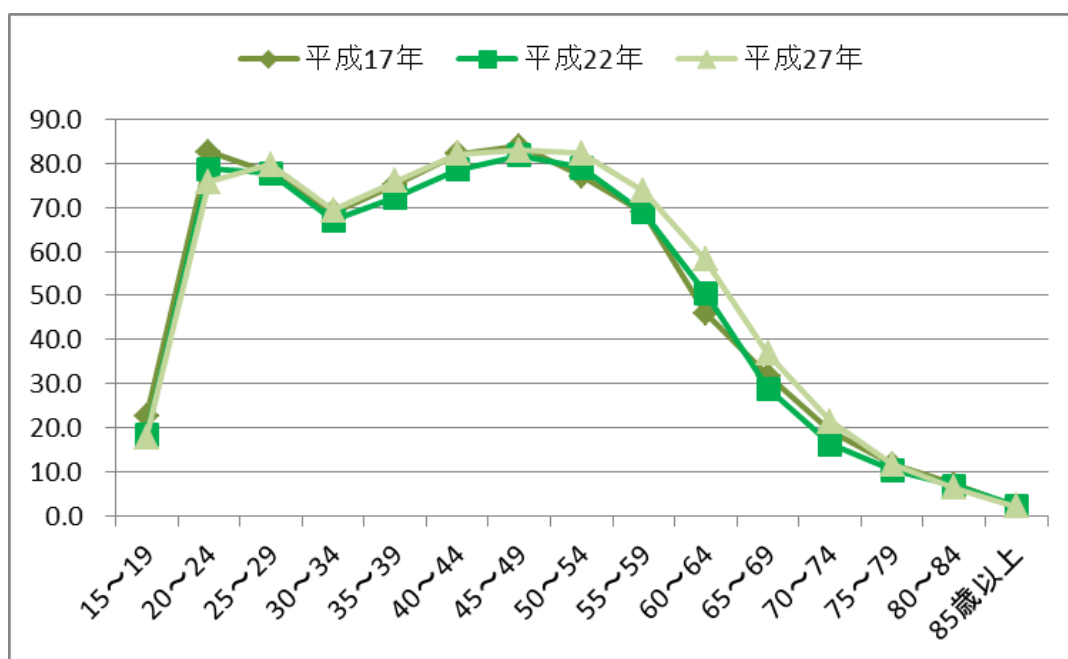
### (11) M字カーブ（女性の労働力率）の動向

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

本市の年次推移をみると、全体的に近年労働力率が上昇している傾向がみられます。

#### 【女性の年齢別労働力率の推移（%）】

	美濃加茂市			岐阜県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
総数（女性）	56.5	54.0	55.2	51.7	50.0
15～19	22.5	18.4	17.9	15.2	14.7
20～24	82.6	78.7	75.8	72.6	69.5
25～29	77.8	77.7	79.6	79.9	81.4
30～34	68.9	67.0	69.3	71.5	73.5
35～39	75.2	72.3	75.9	75.1	72.7
40～44	82.1	78.5	82.0	81.0	76.0
45～49	83.8	81.7	82.9	82.6	77.9
50～54	77.1	79.0	82.3	80.7	76.2
55～59	68.8	68.8	73.6	74.0	69.4
60～64	46.0	50.5	58.1	57.2	52.1
65～69	31.8	28.9	36.8	38.4	33.8
70～74	19.2	16.2	21.4	22.1	19.9
75～79	11.7	10.5	11.7	11.7	11.6
80～84	7.2	6.8	6.3	5.7	6.2
85歳以上	2.1	2.3	2.2	2.3	2.5



資料：国勢調査



## 2-1 保育サービス等の現状

### (1) 保育所（園）・幼稚園入所状況

#### ① 保育所（園）の入所状況

市内には保育所（園）が15園あり、市内在住の在籍児童数は、平成30年度の3月1日現在で1,516人となっています。

#### 【保育所（園）入所状況 市内在住（園、人）】

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月
保育所（園）	13		13		14		15		15	
0歳児	26	61	23	50	17	58	26	74	28	61
1・2歳児	279	311	300	335	347	372	368	394	363	394
3～5歳児	1,041	1,067	1,044	1,072	1,039	1,070	1,022	1,058	1,024	1,061
合計	1,346	1,439	1,367	1,457	1,403	1,500	1,416	1,526	1,415	1,516

資料：こども課（各月1日現在）

#### ② 幼稚園の入園状況

市内には平成30年度では私立幼稚園が2園あり、在籍児童数は602人となっています。

#### 【幼稚園入所状況（園、人）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園	2	2	2	2	2
3歳児	235	208	203	211	197
4歳児	218	227	211	198	211
5歳児	223	218	224	207	194
合計	676	653	638	616	602

平成30年度まで私立幼稚園2園の児童数が表記してあります（平成31年度より1園が認定こども園へ移行）

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

### (2) 待機児童数の推移

本市の保育所（園）における待機児童数は、平成30年度では0歳で0人、1歳で2人、2歳で0人となっています。

#### 【待機児童数の推移（人）】

	定員	待機児童					合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
平成26年度	1,435	8	9	1	0	0	18
平成27年度	1,435	4	5	4	0	0	13
平成28年度	1,435	4	7	0	0	0	11
平成29年度	1,465	2	0	0	0	0	2
平成30年度	1,465	0	2	0	0	0	2

資料：こども課（各年度1月1日現在）

### (3) 時間外保育事業

保育所（園）の公立全園、私立2園で18時30分まで、私立3園で19時まで、私立1園で19時30分までの受入れを実施しています。

【時間外保育事業の実施状況】平成27年度以降は18：30以降受入を行っている園です。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施園数	3	3	4	4	4

資料：こども課

### (4) 一時預かり保育

保育所（園）における一時預かり保育は、3園で実施しており、月平均利用人員にばらつきはあるものの、平成30年度で218人となっています。

【一時預かり保育の利用状況（園、人）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施園数	2	2	3	3	3
利用者数	2,307	2,598	2,688	2,163	2,619
1か月平均利用者数	192	216	224	180	218

資料：こども課

### (5) 病児・病後児保育

木沢記念病院内病児保育園「プーさんの部屋」・太田病院あゆみ保育所内病児保育室「たんぽぽ」で病児・病後児保育を実施しており、月平均利用人員は平成30年度で18人となっています。

【病児・病後児保育の利用状況（園、人）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施園数	1	1	1	2	2
1か月平均利用者数	5	4	7	19	18

資料：こども課

### (6) 障がい児保育

平成30年度における障がい児保育の実施園は10園となっており、児童数は20人となっています。

【障がい児保育の利用状況（園、人）】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施園数	8	7	9	6	10
児童数	17	19	18	14	20

資料：こども課（各年度4月1日現在）

### (7) 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）は、太田・古井・山之上・蜂屋・加茂野・伊深・下米田・山手の各小学校及び加茂野児童館で開設しています。

#### 【放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況（個所、人）】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開設個所数	9	9	9	10	10
利用者数 （低学年）	589	650	692	759	799
利用者数 （高学年）	122	129	125	76	125

資料：教育総務課（各年度末現在）

### (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業を美谷学園（関市）、日本育成児童園（岐阜市）、合掌園（郡上市）で実施しています。

#### 【子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況（人、日）】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	0	0	0	2	1
利用日数	0	0	0	4	4

資料：こども課

### (9) 地域子育て支援拠点事業

平成 30 年度における地域子育て支援拠点事業の利用者数（保護者数）をみると、サンサンルームで 9,548 人、子育て支援センターで 1,939 人、児童館で 3,183 人となっており、合計で 14,670 人となっています。

#### 【地域子育て支援拠点事業の利用状況（保護者数）（人）】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
サンサンルーム	11,236	11,045	10,959	10,049	9,548
子育て支援センター	1,690	1,858	2,499	2,659	1,939
児童館	2,199	2,217	3,955	4,019	3,183
合計	15,125	15,120	17,413	16,727	14,670

資料：こども課

### (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

平成 30 年度における全体の会員登録者数は、636 人となっています。サポート会員登録者数については 78 人、両方会員数についても 16 人となっています。

#### 【子育て援助活動支援事業の利用状況（人）】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用会員数	895	962	1,072	1,134	542
サポート会員数	135	162	194	208	78
両方会員数	20	20	19	21	16

平成 29 年度までは登録会員の累計を記載しています。平成 30 年度からは登録対象年齢・登録対象住所地の会員を記載しています。

資料：こども課

### (11) 妊婦健康診査

発行実人員は 530 人程度と減少していますが、利用率は、年々上昇しています。

#### 【妊婦健診内訳表（人、枚、%）】

	発行実人員	基本健診助成券		
		交付数	利用枚数	利用率
平成 26 年度	625	8,589	6,309	73.4
平成 27 年度	613	8,530	6,628	77.7
平成 28 年度	577	7,622	6,093	79.9
平成 29 年度	549	7,417	5,830	78.6
平成 30 年度	534	7,288	6,270	86.0

資料：健康課

### (12) 乳児家庭全戸訪問事業

訪問実施率は 99% 台を保ち、平成 30 年度では 99.0% となっています。

#### 【乳児家庭全戸訪問事業（人、%）】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子保健推進員のみ訪問	340	344	349	362	388
保健師等のみ訪問	92	115	153	115	106
母子保健推進員と保健師等が訪問	96	81	47	25	11
訪問実施率	99.6	99.6	99.5	99.8	99.0

資料：健康課

### (13) 養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感等から、養育支援訪問事業を利用した家庭は、表のように推移しています。

#### 【養育支援訪問事業の利用状況（世帯）】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支援世帯数	---	3	1	1	3

資料：健康課

## 2-2 第1期子ども・子育て事業計画の評価・検証

### (1) 評価結果一覧

第1期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画で掲げた14の事業の評価<sup>4</sup>結果一覧は以下のようになっています。

事業名	評価	課題	今後の方向性
1 時間外保育事業	B	私立保育園では18:30を超えて保育を行っている園があるため、保護者が保育園を選ぶ際の選択肢の一つとなっている。どこまで時間を延長すればいいのかが課題である。	継続
2 放課後児童健全育成事業	B	定員数を増加し、利用希望者の増に対応した。待機児童の解消に向け、民間活力の活用等新たな方策を引き続き検討する必要がある。	継続
3 子育て短期支援事業	D	利用実績が少ないが、ニーズとして受け皿を確保していくことは必要となっている。	継続
4 地域子育て支援拠点事業	A	保護者の様々なニーズに対応できるよう各種講座等を行っているが、ニーズの変化や相談業務もあり、対応内容が個々に異なる部分もある。	継続
5 幼稚園における一時預かり事業	A	幼稚園に子どもを預けている保護者の中には就労している保護者もあり、幼稚園の特徴により園を選択していると思われる。引き続き幼稚園でも児童を預かることができるよう現状維持をしていく。	継続
6 一時預かり事業(名称変更)	A	年ごとにより増減はあるが、利用者は多くなっている。	継続
7 病児・病後児保育事業(名称変更)	C	平成29年6月より2か所となり、利用者数が増加した。前日までに利用申込みをする必要があるため、緊急に預かることに対応できない。	継続
8 ファミリー・サポート・センター事業(名称変更)	A	利用者が増加している。平成30年度から事務局業務を委託としたため、PRなども広くできるようになった。	継続

<sup>4</sup> \*評価基準

- A 計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。(ほぼ100%実施した)
- B 計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあつた。(75%程度実施した)
- C 現在、施策・事業の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)
- D 計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。(動き始めることはできた)
- E 現在、ほとんど手をつけていない。(着手することができなかった)

事業名	評価	課題	今後の方向性
9 利用者支援事業	C	今後、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育てにわたる支援の体制を整えていく。	拡充
10 妊婦健康診査	B	・外国籍の妊婦の割合が高い(平成30年度は約15%)が、母子健康手帳や妊婦健康診査受診票の交付を受ける時期が妊娠後期である場合が多く、健診受診率も低い。 ・妊婦歯科健康診査の受診率が低い。	継続
11 乳児家庭全戸訪問事業	A	自宅への訪問を拒否される場合もあるが乳児相談等の機会に保健センターで面談し、親子の状況を確認している。	継続
12 養育支援訪問事業	A	対象世帯の把握、各課との連携が必要である。	継続
13 実費徴収に係る補足給付を行う事業	C	幼児教育・保育の無償化に合わせ、未移行幼稚園の副食費が対象となった。他の費用についても国県の動向を踏まえ検討が必要となっている。	拡充
14 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	A	新規で開設された小規模保育所は3歳未満児を対象として受入枠も増加したが、入園希望児童数も多く、年度途中には待機児童が発生する状況が続いている。	継続



### 3 ニーズ調査結果からみられる現状

#### ニーズ調査概要

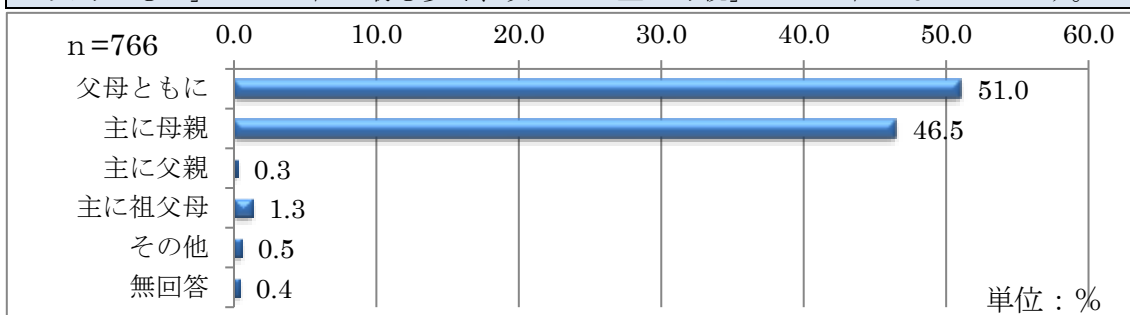
- 調査対象：1. 就学前児童のいる世帯 1,675 世帯  
2. 小学生児童のいる世帯 1,000 世帯
- 調査期間：平成 30 年 12 月
- 調査方法：無作為抽出・郵送法
- 配布・回収状況

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,675 票	766 票	45.7%
小学生児童	1,000 票	445 票	44.5%

#### (1) 就学前児童

##### ① 子育てを主にしている人

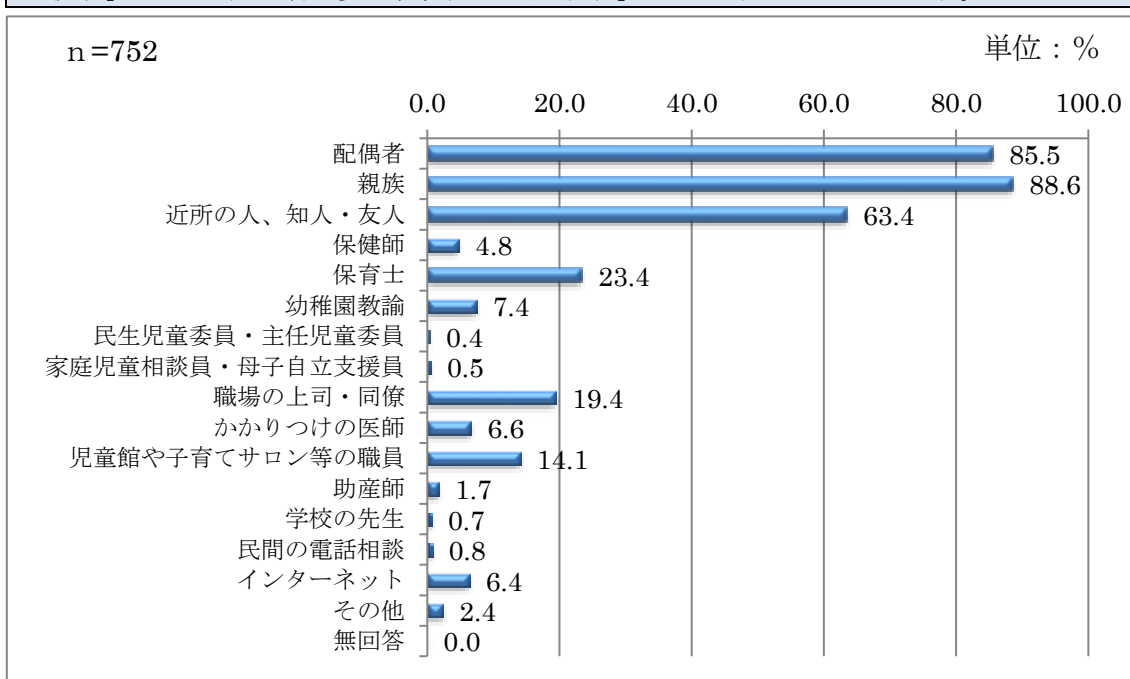
「父母ともに」が 51.0%で最も多く、次いで「主に母親」が 46.5%となっています。



##### ② 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先

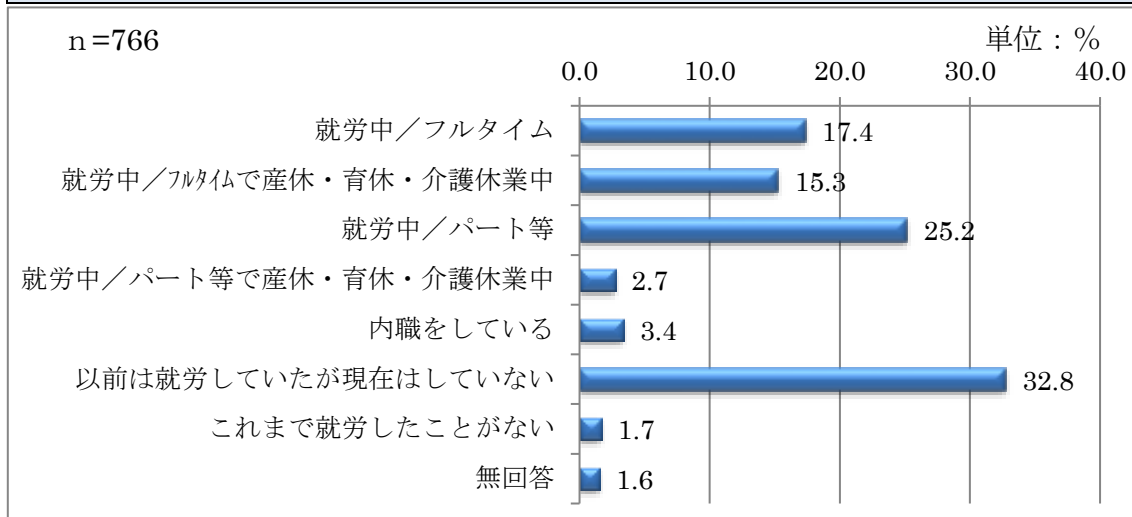
(複数回答)

「親族」が 88.6%で最も多く、僅差で「配偶者」が 85.5%となっています。



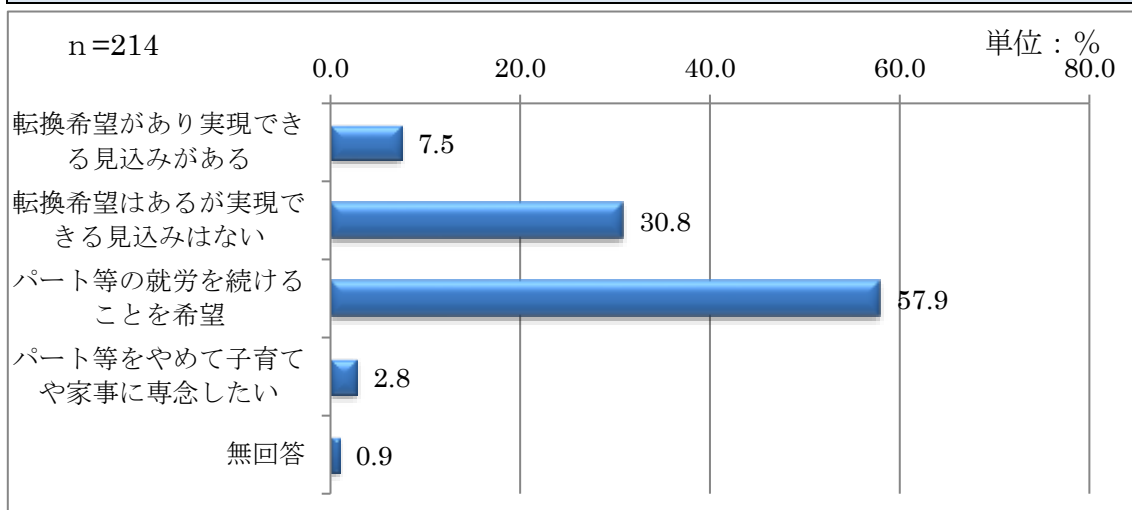
### ③ 母親の就労状況

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在はしていない」が32.8%で最も多く、次いで「就労中／パート等」が25.2%、「就労中／フルタイム」が17.4%となっています。



### ④ パート・アルバイト等で就労している母親の今後の就労希望

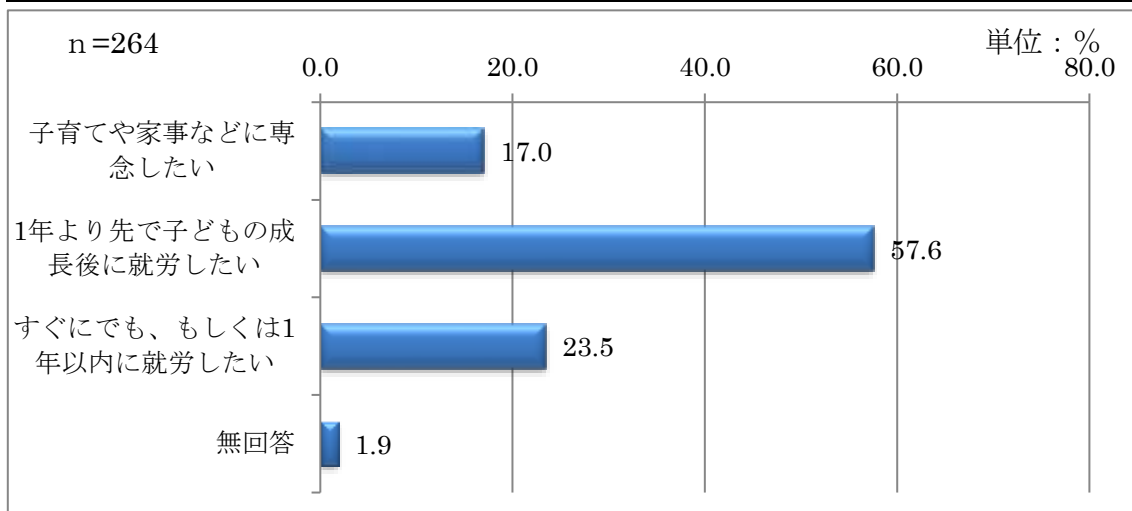
母親の今後の就労についての希望は、「パート等の就労を続けることを希望」が57.9%で最も多く、次いで「転換希望はあるが実現できる見込みはない」が30.8%、「転換希望があり実現できる見込みがある」が7.5%となっています。





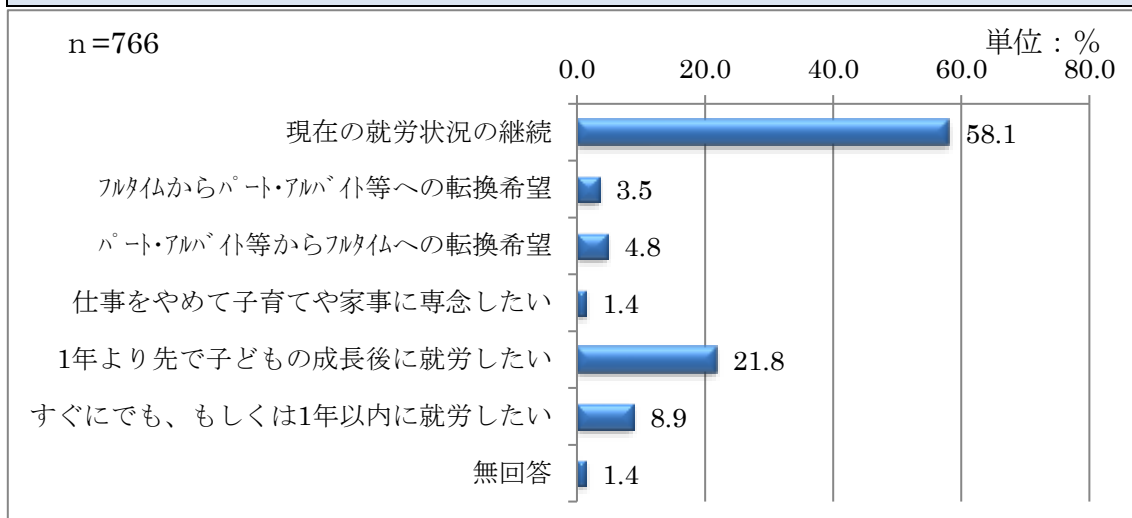
### ⑤ 就労していない・就労したことがない母親の今後の就労希望

母親の今後の就労希望は、「1年より先で子どもの成長後に就労したい」が57.6%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が23.5%となっています。



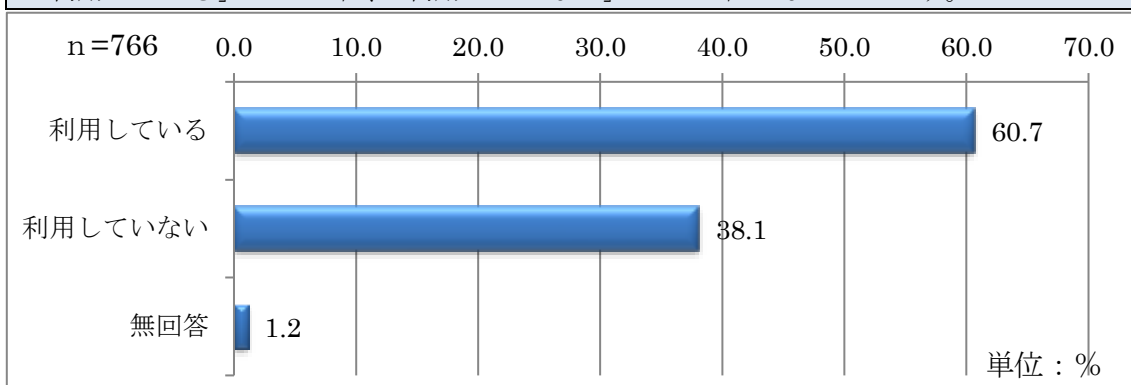
### ⑥ 無償化された場合の母親の就労希望

無償化が実施された場合の母親の今後の就労希望は、「現在の就労状況の継続」が58.1%で最も多く、次いで「1年より先で子どもの成長後に就労したい」が21.8%となっています。



⑦ 定期的な教育・保育の事業の利用

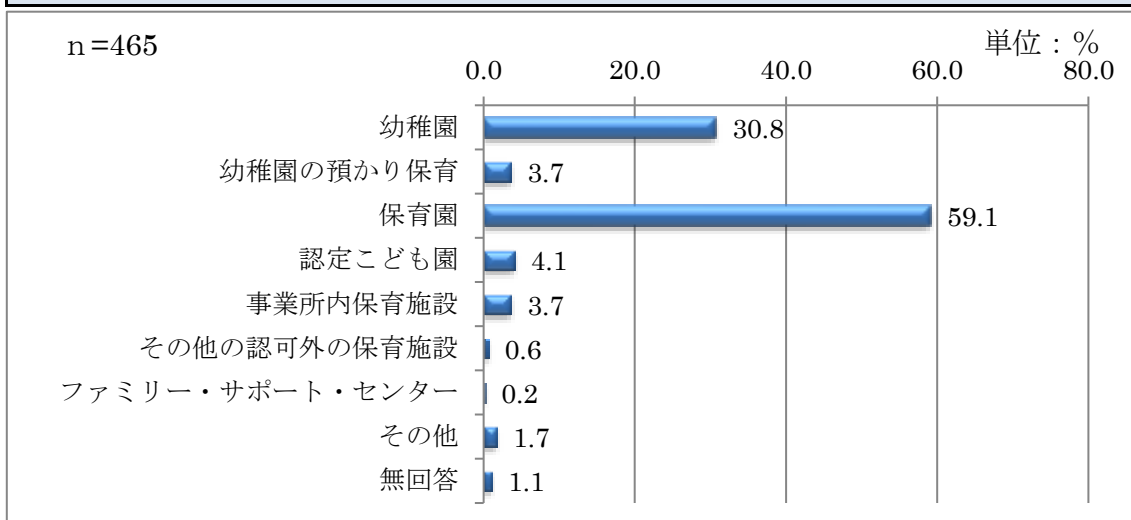
「利用している」が60.7%、「利用していない」が38.1%となっています。



⑧ 定期的な教育・保育の事業の利用

(複数回答)

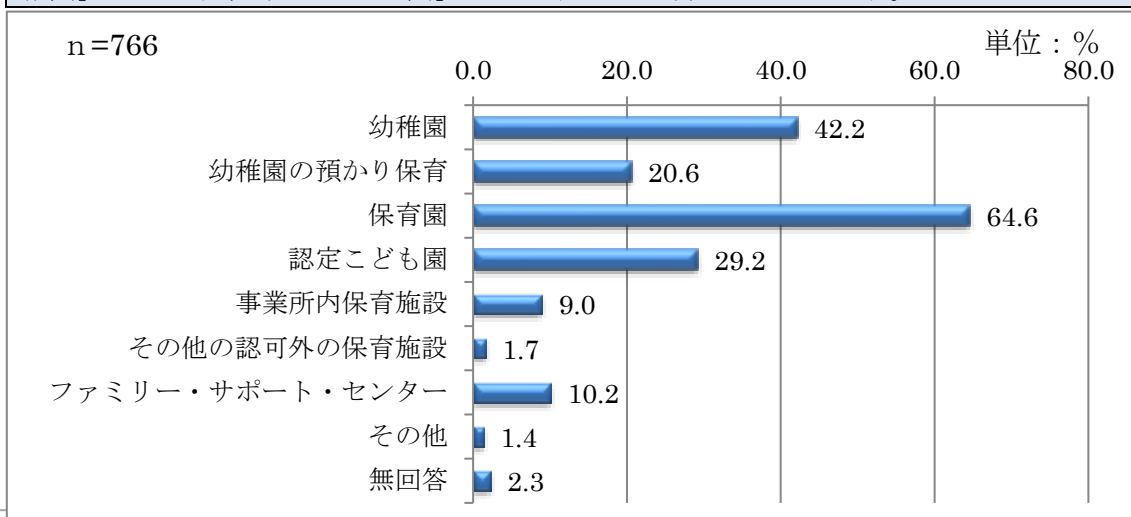
「保育園」が59.1%で最も多く、次いで「幼稚園」が30.8%、「認定こども園」が4.1%となっています。



⑨ 定期的にご利用したいサービス

(複数回答)

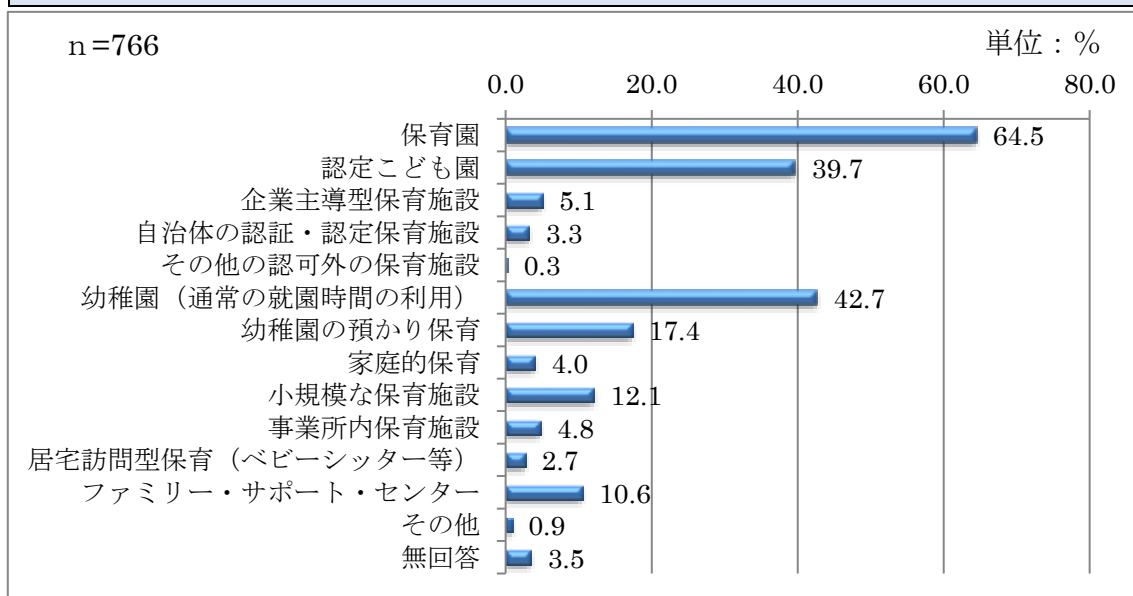
定期的にご利用したいと考える事業としては、「保育園」が64.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が42.2%、「認定こども園」が29.2%などの順となっています。



⑩ 無償化された場合に定期的にご利用したい事業

(複数回答)

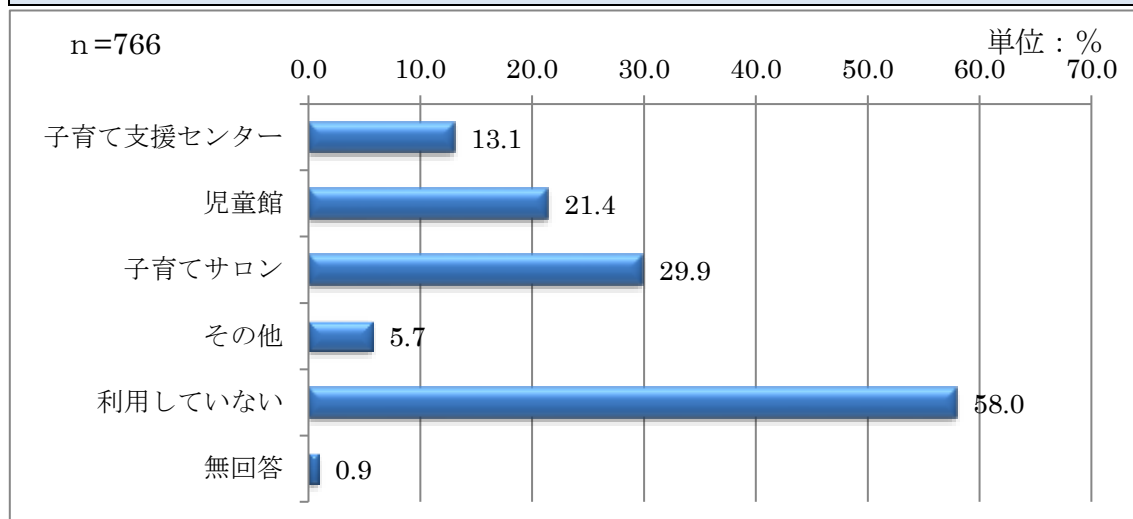
無償化が実施された場合に定期的にご利用したい事業は、「保育園」が64.5%で最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が42.7%、「認定こども園」が39.7%などとなっています。



⑪ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

(複数回答)

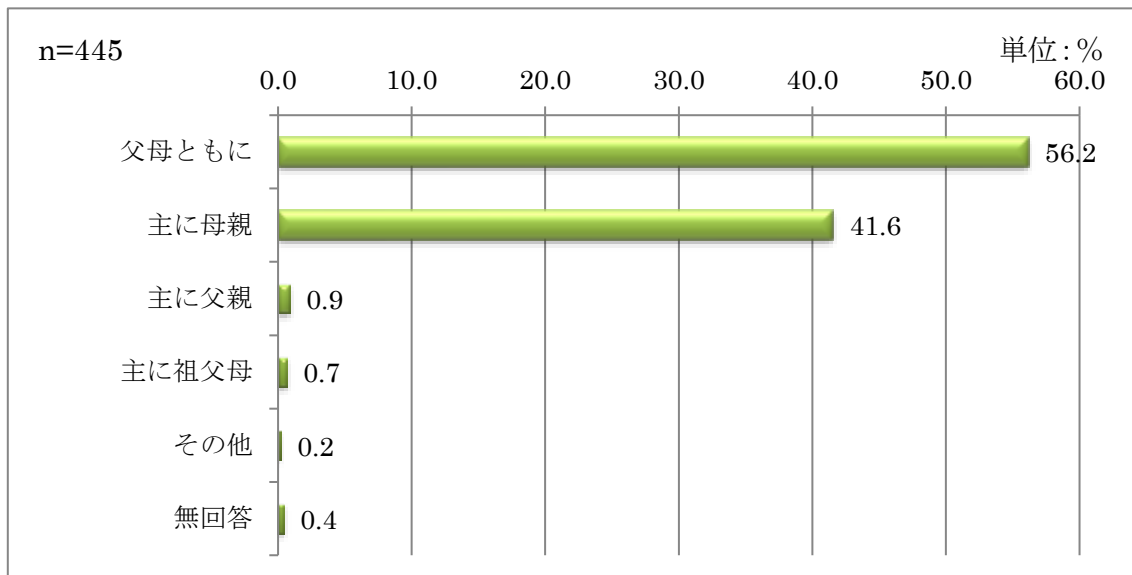
利用状況については、「利用していない」が58.0%で最も多く、次いで「子育てサロン」が29.9%となっています。



## (2) 小学生児童

### ① 子育てを主にしている人

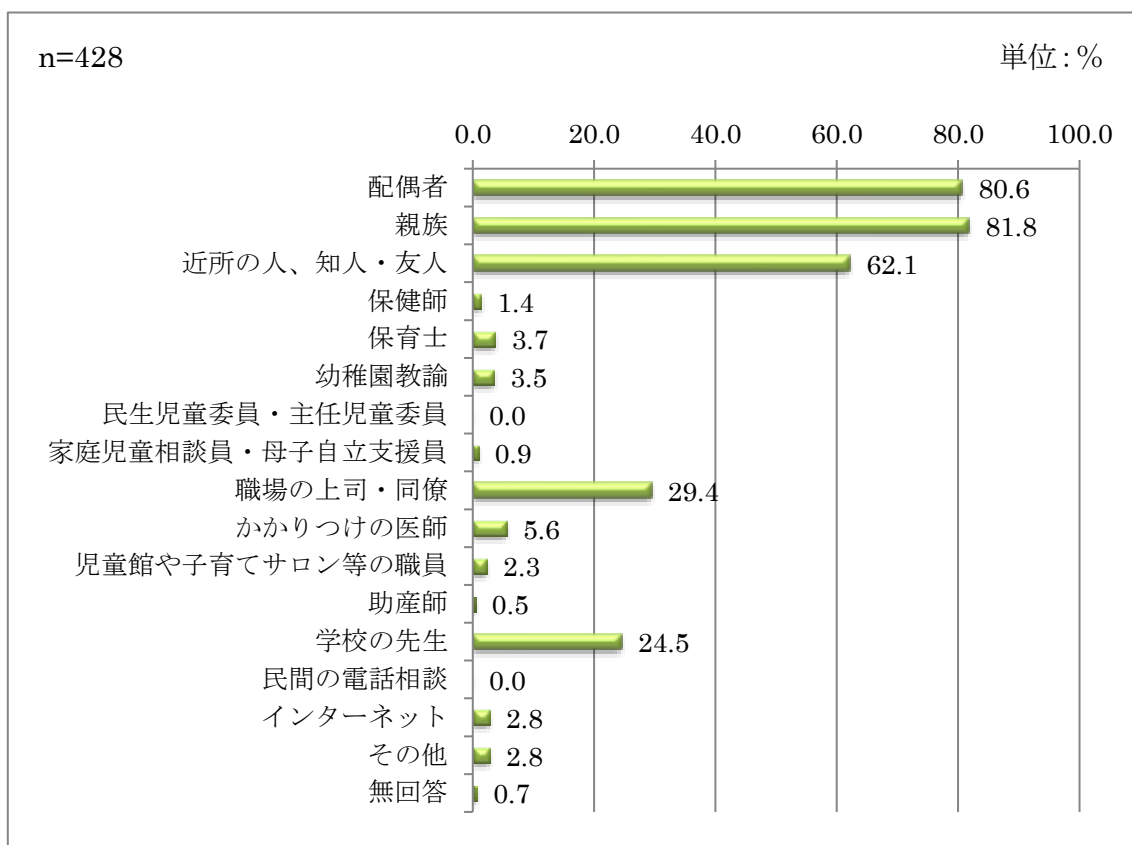
「父母ともに」が56.2%で最も多く、次いで「主に母親」が41.6%となっています。



### ② 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先

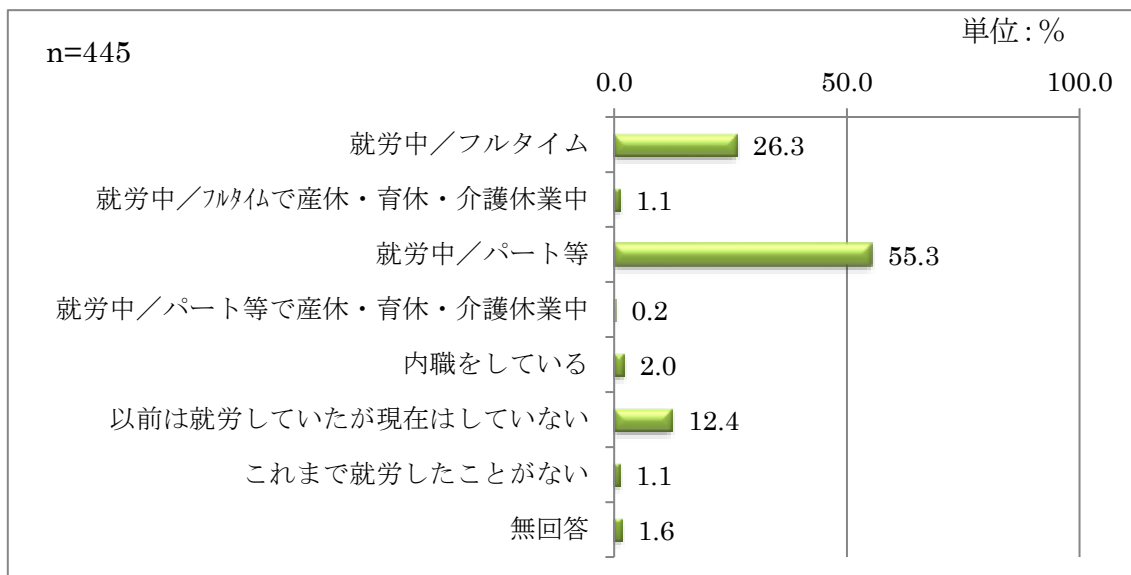
(複数回答)

「親族」が81.8%で最も多く、次いで「配偶者」が80.6%となっています。



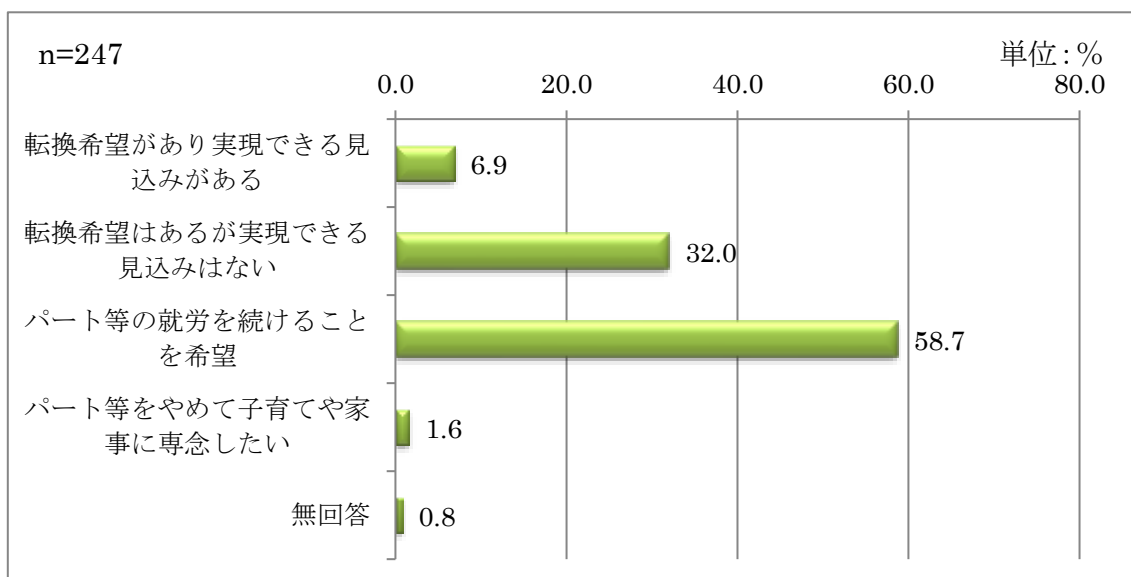
### ③ 母親の就労状況

母親の就労状況は、「就労中／パート等」が55.3%で最も多く、次いで「就労中／フルタイム」が26.3%となっています。



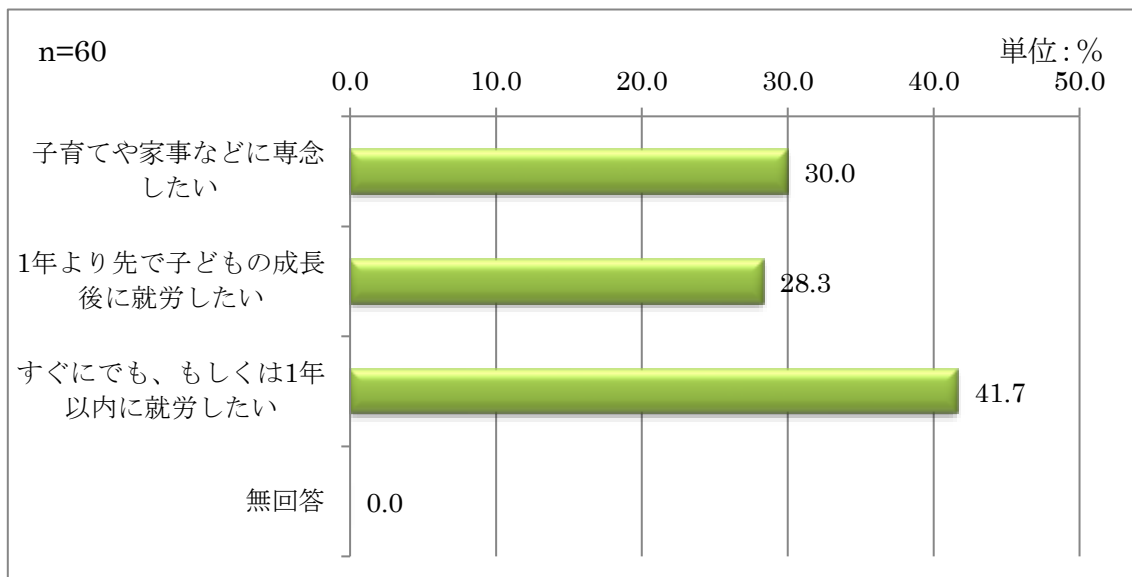
### ④ パート・アルバイト等で就労している母親の今後の就労希望

母親の今後の就労についての希望は、「パート等の就労を続けることを希望」が58.7%で最も多く、次いで「転換希望はあるが実現できる見込みはない」が32.0%、「転換希望があり実現できる見込みがある」が6.9%となっています。



⑤ 就労していない・就労したことがない母親の今後の就労希望

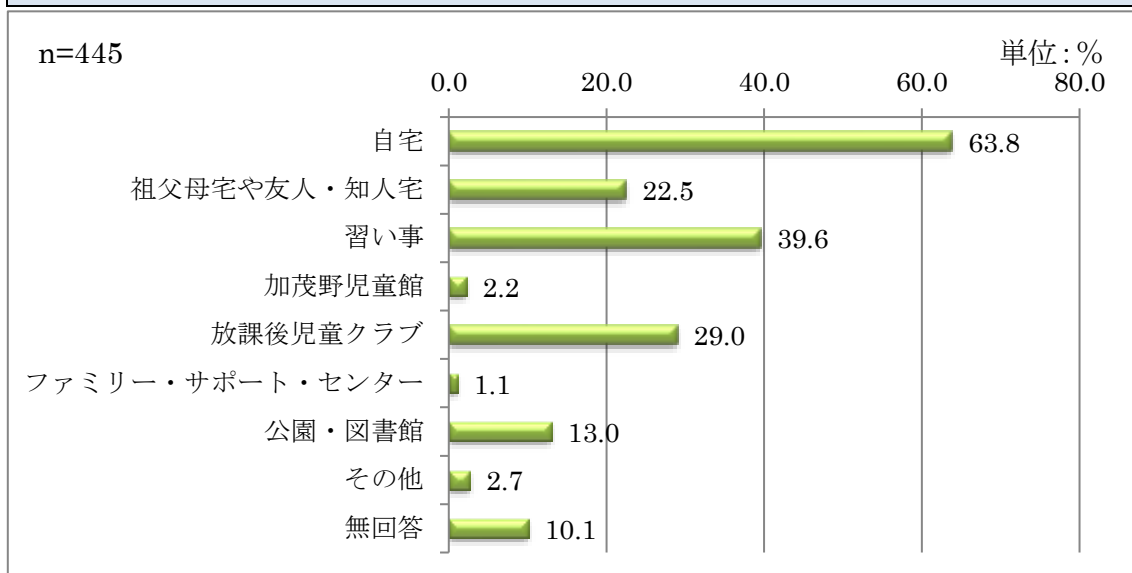
母親の今後の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が41.7%で最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい」が30.0%となっています。



⑥ 小学校低学年（1～3年生）の放課後の時間の過ごさせ方

(複数回答)

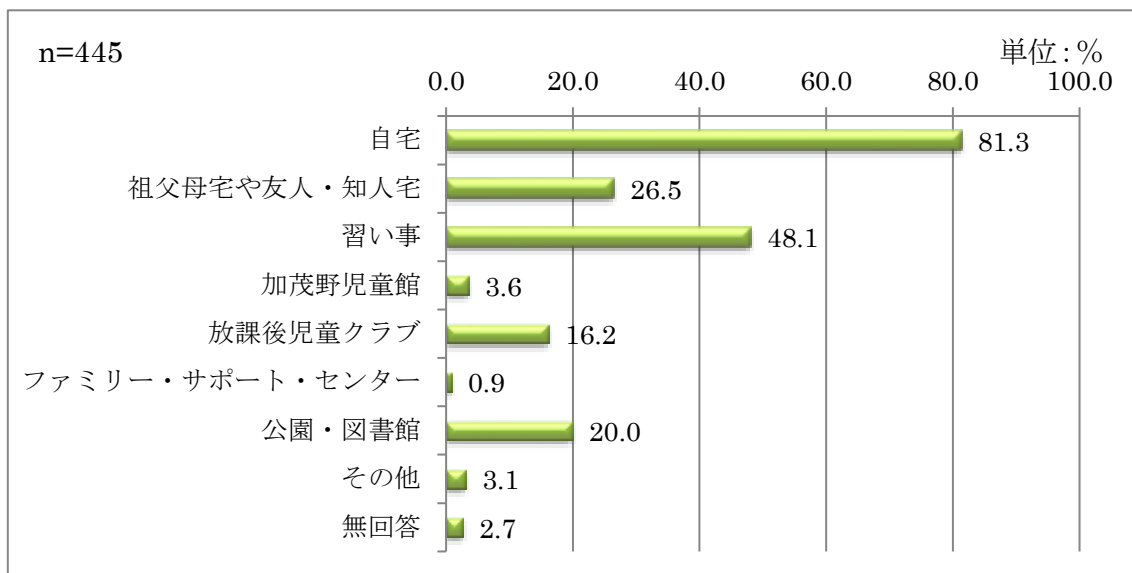
過ごす場所については、「自宅」が63.8%で最も多く、次いで「習い事」が39.6%となっています。



⑦ 小学校高学年（4～6年生）の放課後の時間の過ごさせ方

(複数回答)

過ごす場所については、「自宅」が81.3%で最も多く、次いで「習い事」が48.1%となっています。



## 4 美濃加茂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### (1) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

#### ① 待機児童の解消

全国的に待機児童が大きな社会問題になっている中、本市においてもここ数年減少傾向ではあるものの待機児童が発生しています。国においては、「待機児童解消加速化プラン」及び「子育て安心プラン」に基づき、保育所の整備支援を行うなど、様々な取り組みを進めています。

待機児童の問題は、当事者にとってみれば、働く機会を喪失することにもつながりかねず、とても大きな問題です。こうした状況を重く受け止め、本市では、教育・保育施設の受け入れ枠を平成 31 年度から 47 人増やす取り組みを行い、待機児童の解消に努めています。今後も、子育て中の保護者のニーズを把握し、適時・適切な対応に努め、待機児童の早期解消に努めていく必要があります。

#### ② 教育・保育施設の改善・老朽化対策

公立の子育て支援施設は、保育園 8 園、こども園 1 園、児童館 1 館、子育て支援センター 1 館を直営で運営しています。老朽化が進む施設が複数存在しており、施設の更新を計画的に進めていく必要があるとともに、統合化や複合化、民営化なども視野に入れて施設整備を行っていく必要があります。

施設名称	運営形態	建築年	経過年数
太田第一保育園	直営	昭和 55 年	39
太田第二保育園	直営	昭和 50 年	44
古井第一保育園	直営	昭和 52 年	42
古井第二保育園	直営	昭和 46 年	48
山之上こども園	直営	昭和 48 年	46
蜂屋保育園	直営	昭和 57 年	37
加茂野保育園	直営	平成 11 年	20
ほくぶ保育園	直営	昭和 45 年	49
下米田保育園	直営	昭和 47 年	47
加茂野児童館	直営	平成 11 年	20
子育て支援センターほたるの広場	直営	昭和 58 年	36

資料：こども課

※経過年数は令和元年時点

#### ③ 障がい児や外国人児童への配慮や対応

本市では、障がい児福祉の相談窓口として「あじさい発達相談」を行っています。一つ



の窓口で4課（健康課、こども課、福祉課、学校教育課）にまたがる相談体制をとり、多面的な相談支援を行っています。また、平成25年から「児童発達支援センターカナリヤの家」を設置・運営し、個別の教育支援計画を策定しています。また、「美濃加茂市障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」を策定し、児童発達支援センターにおける各種事業や放課後等デイサービス等を計画的に実施し、障がい児とその保護者が安心して市内で生活できるように努めています。

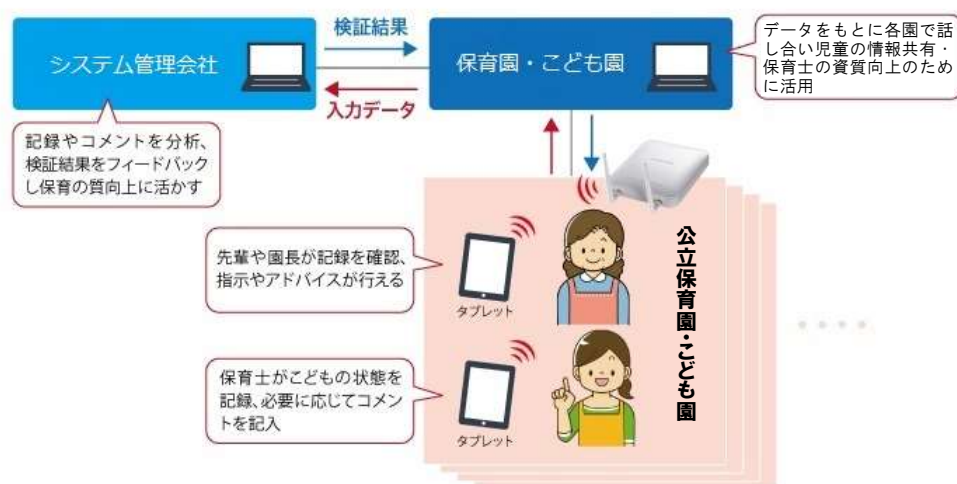
外国人児童については、外国人児童生徒初期適応指導教室「のぞみ教室」を平成21年度から開設し、市内小中学生の外国人児童生徒を対象に、日本語でコミュニケーションをとれるように指導する体制をとっています。

障がい児や外国人児童生徒とその保護者の立場になって、今後も親身に相談に応じ、困っていることや悩んでいることを解決できる方法を検討していく必要があります。

#### ④ 保育士等の確保・資質向上

全国的に保育士や幼稚園教諭の不足が問題になっている中、本市においても同様の状況であり、保育士等の確保が大きな課題となっています。また、保育士等の資質向上のために、本市では、公立保育園及びこども園に「保育版 MIMOTE」（ICT）を導入し、保育事務の軽減とともに、子どもの状態をデータ化し、共有し、必要に応じて保育士等にアドバイスできるような体制を構築しています。

保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに向けて、新たな技術も取り入れながら保育の改善に努めていく必要があります。



## (2) 保育ニーズの高まりへの対応

### ① M字カーブの改善に伴う働き方改革の推進

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、本市においても上昇傾向が見られ、女性の就労率がほぼ全年代で上がっています。働く場

所があることが大きな要因でもあります。女性の就労率向上に伴い子どものいる家庭では子どもを安心して預けられる場所の確保が非常に重要になっています。子どもの預け先がないために、働きたくても働けないような状態を作り出さないようにしていくため、育児を担う男性の増加や企業等への働きかけ等を積極的に行っていくことが求められています。

## ② 無償化に伴う保育ニーズの高まりへの対応

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取組が行われるものです。

また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、以前からある「子どものための保育・教育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、岐阜県と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取組が重要となっています。

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、保護者への償還払いによる方法と各利用施設において取りまとめを依頼する方法により、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むことが求められています。

### ■ 子育てのための施設等利用給付制度について

#### 【子育てのための施設等の利用に係る支援の概要】

○保育の必要性がある3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、保護者の申請により市が認定して、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み

#### 【対象施設・事業】

- 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園
- 特別支援学校の幼稚部
- 幼稚園・認定こども園の預かり保育
- 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））
- ※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

### ③ 母子保健のさらなる充実

現在、本市では、母子保健事業として「母子健康手帳交付」、「妊婦期健康教室」、「不妊治療費助成」、「乳幼児健康診査」、「乳幼児訪問指導」、「乳幼児健康教室」、「乳幼児栄養指導」「乳幼児歯科保健指導」等を行っています。

今後移転予定の新保健センターにおいては、子育て支援分野とさらなる連携を図りながら、母子の健全な状態を維持・向上していく取り組みが求められています。

### ④ 延長保育への対応・病児・病後児保育サービスの充実

就労する母親が増えていることに伴い、延長保育へのニーズも高まっています。

アンケートでは、次のような意見が出されています。

#### アンケートにおける延長保育、病児・病後児保育に関する自由意見（抜粋）

- ・ 保育園の場合、短時間の利用であっても保護者が入院したら一時的に長時間利用できるようになると助かる
- ・ 仕事から帰るまで子どもを預ってもらえる施設（学童）の時間延長（19 時くらいまで）
- ・ 保育園や学童のむかえサポート又は、学童の時間延長・男性が子育てに協力するよう教育
- ・ 一時保育の延長拡大
- ・ 保育時間の延長 19:00 までとか・病気のときの看護とか
- ・ 夫の定時帰宅・日祝の保育・延長保育（学童含む）
- ・ 仕事をしているため、子どもが病気（風邪など軽いもの）の時に預かっていただけるサポート。
- ・ 親が病気等で身動きできない時に、手助けしてほしい。
- ・ 病気の時に育児・家事のサポート気軽に通える教室（英語・リトミック、スイミング）
- ・ 子どもが病気の時、病児保育を利用していますが、本当は家でゆっくり休ませてあげたい。しかし、母親ばかり欠勤するわけにもゆかず、やむをえずの利用です。
- ・ 急な冠婚葬祭、病気で子どもをお世話するのが困る時お願いできる所があると良い。
- ・ 子育てする上で、病気のことや、緊急時の対応の仕方を学べるような研修もあるとうれしいです。
- ・ 子どもが病気で幼稚園を休む時、登園禁止期間、病気が落ちついてから急に 1 日だけなど預ってもらえる場所を知りたい。
- ・ 病気のときでも預かってもらえるところがあるといい早朝から対応してくれる保育園や幼稚園があるといい

保育士不足や無償化の影響も踏まえ、教育・保育時間について慎重に検討し、ニーズに応えていく必要があります。

### ⑤ 気軽に預けられる保育サービスの多様化

子どもを預ける理由は、就業だけでなく、子育て疲れによるリフレッシュや急用など様々です。気軽に預けられる場所があることや、多様な預け先の確保が求められています。

#### アンケートにおける気軽に預けられる環境に関する自由意見（抜粋）

- ・気軽に託児をお願いできるとお出かけもできてストレス発散になると思います。
- ・とにかく気軽に楽に快く、子どもの一時預かりしてくれる所があると助かる。毎日一日中子どもと2人っきりで、イライラと疲れで虐待してしまいそうな時がある。
- ・突然休みたい時に気軽にあずかってもらえるような広場のような自由な空間、働いているのに、急に帰らなければならなかったり、急に休まなければいけなくなり、仕事ができない。
- ・子どもが早帰りなどの時に、気軽にあずけられる場所。
- ・市外の商業施設では、買い物の間、映画の間に預かってくれる託児所があります。そういったものがあるとファミサポより安心で、気軽に利用できて良いと思う。
- ・気軽に頼めるベビーシッターサービス

### (3) 子育て家庭を支える地域づくり

#### ① 気軽に相談できる窓口の充実・仲間づくりや孤独感の解消

核家族世帯が増加しているとともに、母子世帯も増加傾向が進む中、子育て家庭における悩み事を相談できる場所の確保は大きな問題になっています。“気軽”に利用できる相談体制を構築していくとともに、周知・啓発していくことが求められています。また、子育ての孤独感を感じている人も少なくなく、保護者同士の仲間づくりや、子ども同士の友達づくりの場所なども体制強化していくことが求められています。

#### アンケートにおける気軽に相談できる窓口に関する自由意見（抜粋）

- ・もうちょっと近いところで気軽に相談したり体重が測れたりできたらいいと思う。
- ・子どもの事にくわしい人とかと気軽に話せると安心する。(病気の事とか成長の事とか)
- ・気軽に電話ができる場所があればいい
- ・誰でもどんな時でも気軽に入出入りできる場所(食事、遊び、相談 etc. …総合的に)
- ・病気になった時に気軽に相談できる窓口(病院にかけると来て下さいと言われる事が多く、電話をするのも勇気がいる)
- ・今の子育てママ達には、ネット環境が多いので気軽に相談しやすい
- ・1人きりで子どもを見る孤独感が常にある
- ・とにかく声をかけてほしい。私は高齢出産で周りの母親達とは年齢が合わずとても孤独な子育てをした。

## ② ダブルケアへの対応

晩婚化や晩産化を背景に、育児と介護を同時に行う、いわゆる「ダブルケア」の問題が顕在化しています。子育てや介護は精神的、体力的な負担が大きく、また、誰に相談したらよいかわからず、問題を当事者だけで抱え込みがちになってしまいます。

岐阜県では、「ダブルケアハンドブック」を作成・公表しており、まずは相談することを勧めています。

本市においても、複数の課題解決に向けて「地域包括ケアシステム」を深化させており、今後、ダブルケアも含めた相談・支援体制を構築していくことが求められています。



## ③ 外国人保護者への対応

外国人市民の増加に伴い、本市では窓口における多言語対応を進めています。外国人向けのメールサービスの配信や外国人転入者への「ウェルカム・セット」など、多様な取り組みを行い、外国人保護者が児童生徒を安心して保育・教育環境を整えられる体制づくりに取り組んでいます。


今後も、外国人保護者が安心して住み続けられる環境整備に取り組んでいく必要があります。



#### ④ 貧困家庭への対応

岐阜県では、平成 30 年 10 月に「子どもの未来応援調査」を実施し、本市においても中学 2 年生、小学 5 年生、小学 1 年生を対象に協力してもらいました。

対象者	配布数	回収数	回収率
小学 5 年生	622	513	82.5%
中学 2 年生	572	444	77.6%
小学 1 年生保護者	586	468	79.9%
小学 5 年生保護者	622	514	82.6%
中学 2 年生保護者	572	443	77.4%



### Ⅲ 子どもの貧困率について

美濃加茂市における子どもの貧困率を、国民生活基礎調査における相対的貧困率の算出方法により算出しました。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

美濃加茂市の子どもの貧困率は 10.7%でした。国の子どもの貧困率は 13.9%（平成 27 年）となっており、3.2%の差がありました。

	世帯収入中間値	貧困線	貧困率
全体	2,459,675	1,229,837.5	10.7

子どもの貧困率は全国平均よりも低くなっていますが、貧困に悩んでいる人は少なからず存在しています。経済的負担を理由に子どもの未来の可能性を狭めることが無いように、国や県と連携を図りながら支援策を講じていくことが求められています。

#### ⑤ 児童虐待の防止・対応

児童虐待に関わるニュースが後を絶たない現代において、児童生徒を虐待から守る体制と、虐待をさせない保護者への教育は重要な課題の一つです。

本市では、児童虐待の相談や通報を受け付ける窓口として、「美濃加茂市家庭児童相談室」で対応しています。

また、0 歳～18 歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じ、専門的見地から調査・診断・判定し、これに基づく必要な助言・援助を行う相談機関として、県の組織である児童相談所「中濃子ども相談センター」が市内にあります。

児童虐待をしない・させない環境づくりをさらに強化していくとともに、子どもが愛情あふれる家族のもとで成長できるように支援策を強化していくことが求められています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画では、第1期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承するとともに、国が示す子ども・子育て支援の意義やニーズ調査の結果を踏まえ、美濃加茂市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。

安心して子育てしやすいまち みのかも

～1日1回 子どもと笑顔でぎゅっ～

少子高齢化や核家族化が進む中、子育て家庭が孤立することなく、希望を持ち子育てができるようにすることが大切です。そのためには、子育て家庭が、保育サービス等の子育て支援サービスを適切に利用しながら、子育て経験者や高齢者、専門職、事業者など多くの地域住民との関わりの中で、子育てを行える環境づくりが重要です。

子どもが心豊かで健やかに育ち、子育てに対する喜びを感じながら、誰もが安心して子どもを産み育てるため、「安心して子育てしやすいまち みのかも」を目指し、計画を推進します。

### 2 基本的な視点

#### 子どもの視点に立った支援

子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

#### 切れ目のない支援

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を進めます。

#### 地域社会全体による支援

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

### 3 施策の体系

子ども・子育てを取り巻く現状と課題や基本的な視点を踏まえながら、市民、地域、企業等の理解と連携により、子どもを安心して育てられる環境をつくとともに、子育てと仕事が両立できる子育てしやすいまちを目指し、4つの重点施策を定め、適切な子育て支援の充実を図ります。

#### 基本理念

安心して子育てしやすいまち みのかも  
 ～1日1回 子どもと笑顔でぎゅっ～

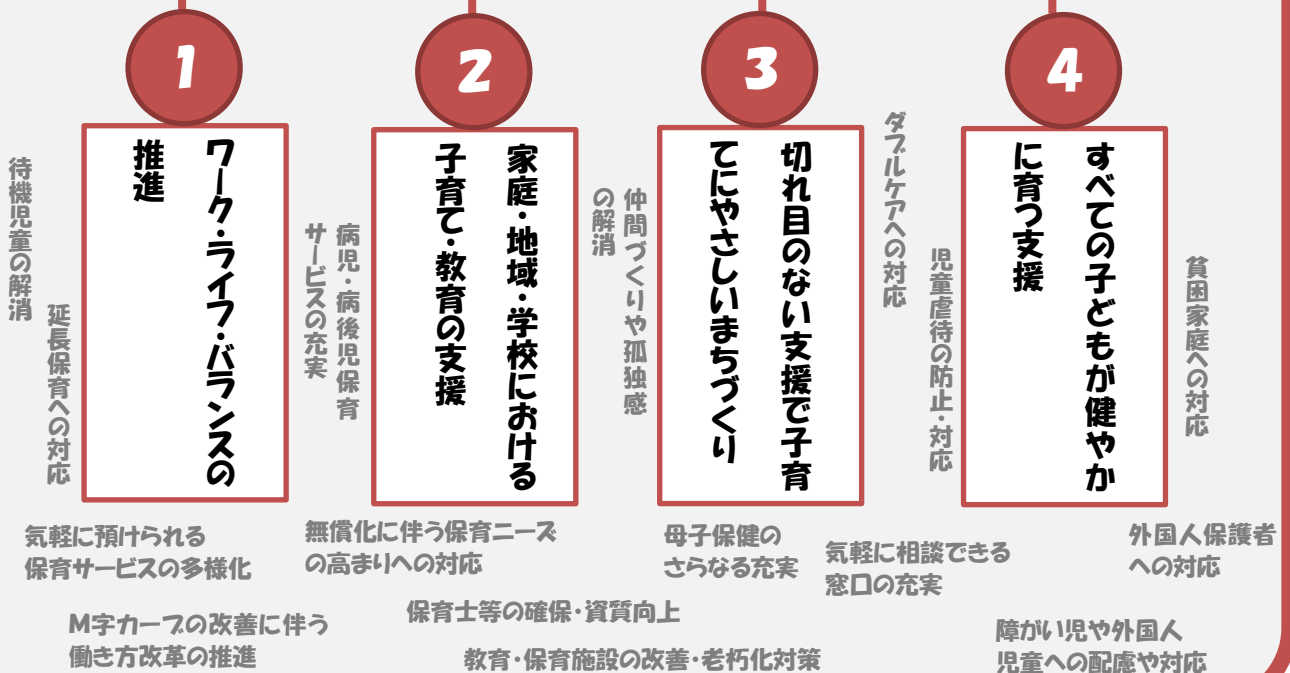
#### 基本的な視点

子どもの視点  
 に立った支援

切れ目のない  
 支援

地域社会全体  
 による支援

#### 重点施策





## 重点施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

平成30年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、労働時間の見直しや雇用形態に関わらない公正な雇用待遇の確保が求められるようになりました。

長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進を図ることにより、仕事と家庭の両立を目指していくための環境整備を図っていくことは、少子化対策における重要項目と位置付けられています。

また、貧困や平均賃金の減少などの要因もあり、本市においてもM字カーブは上昇しており、「働くお母さん」は増加傾向で推移しています。一方で、男性の育児・家事への参加は低いままであり、女性の負担が増加していることが懸念されています。

近年では、晩産化等に伴う介護と子育てのダブルケアの問題も浮き彫りになっており、男女ともに働き方を変えていく必要が問われています。

あわせて、「待機児童解消加速化プラン」や「子育て安心プラン」の推進等により、保育サービス等の充実も求められており、仕事と子育ての両立を図るワーク・ライフ・バランスを推進していくことが重要です。

本市においては、ここ数年、年度途中において待機児童が発生しており、保育施設等の整備を行っていくとともに、企業に対してワーク・ライフ・バランスの推進を図っているところです。

今後も、こうした課題に真正面から向き合い、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

### 主な取り組み

#### ●教育・保育施設の整備・老朽化対策

・統合化、複合化、民営化、建替

#### ●保育士等の確保・資質向上

・ジョブフェアの開催

・潜在保育士の掘り起こし

・学生による保育体験、保育実習

・保育士研修

#### ●多様なニーズに対する保育の充実

・延長保育、障がい児保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育、

ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ(学童保育)

#### ●働き方改革の啓発・推進

みのかも女性活躍支援センター「Re:Ola(リオー)」、ハローワーク



## 重点施策2 家庭・地域・学校における子育て・教育の支援

本市では、子どもを育てる大人や家庭への支援である「子育て支援」だけでなく、「教育の支援」にも力を入れて取り組んでいます。第2次教育振興基本計画「FROM-0歳プラン2」(R2～6年度)に基づき、地域の人材、自然、施設・設備を活用し、市民参画による子どもを育てるまちづくりを推進しています。

「FROM-0歳プラン2」を柱とし、市全体で子育て・教育を支える体制を強化していくとともに、子どもがのびのび育つ環境整備に取り組んでいく必要があります。

### FROM-0歳プラン2を支える3本の柱

学校を中心とした教育の推進とともに、市民参画による子どもを育てるまちづくりを意図して、次の3本の柱を設定しました。



#### 学校の改革・改善

学校は、校長を中心としてカリキュラムマネジメントの充実を図り、「楽しい学校づくり」を目指します。

#### ロングスパン教育

誕生から幼保小中高と、子どもの教育に関わる関係機関が一層連携し、一貫した教育を推進します。

#### 面による指導

子どもの学びの場を、園、学校、家庭だけでなく、地域の人、自然や施設・設備へと広げ、教育の充実を図ります。

#### 主な取り組み

##### <子育て支援分野>

##### ●地域における子育て支援の充実

- ・乳幼児期家庭教育学級
- ・子育て支援センター
- ・児童館
- ・園庭開放

##### ●親子のきずなづくりの推進

- ・ベビープログラム
- ・命の授業

### 重点施策3 切れ目のない支援で子育てにやさしいまちづくり

保健センターでは、子育ての悩みや不安を軽減するため、乳幼児相談や乳幼児健診、2歳児歯みがき教室等の母子保健事業の中で、子育て全般に関する相談に応じています。

また、交流センターや子育て支援拠点施設、商業施設で「あじさい子育てひろば」を展開し、地域で気軽に相談できる場を提供しています。「あじさい子育てひろば」は、子の計測をしながら助産師に気軽に相談できることから、認知度が高まり、年々、乳幼児の親の利用が増えています。

その一方で、妊婦は、妊娠後期に入るまで働いている人の割合が高く、相談したり、出産・育児に関する情報を得たりする機会は、産前休暇に入ってからになる傾向にあります。

妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるために、妊娠早期から密接に関わり、個々に寄り添った支援を充実していきます。

また、平成28年度の母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター）」の設置が法定化されました。

本市では、令和2年度から、子育て世代包括支援センターを健康課（保健センター）とこども課内に設置し、母子保健分野を健康課が担当し、子育て支援分野をこども課が担当して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を包括的に提供します。

今後は、移転予定の新保健センター内に、母子保健分野と子育て支援分野を配置し、同一施設内で一体的に支援ができるよう体制を整えていきます。

#### 主な取り組み

##### ●子育て世代包括支援センターの設置

- ・利用者支援(子育て支援分野)
- ・利用者支援(母子保健分野)

##### ●子育て情報の発信

- ・SNSの活用
- ・ホームページ掲載
- ・お便り、チラシ

##### ●相談窓口の充実



## 重点施策4 すべての子どもが健やかに育つ支援

支援が必要な子育て家庭においては、生活実態等の把握に努め、個々の事情に応じたきめ細かな対応が求められています。今後、市において「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子どもの虐待や権利擁護を適切に対応していくとともに、相談から関係機関等による課題解決まで、包括的・継続的な支援に努めていく必要があります。

児童虐待・生活困窮者については、美濃加茂市地域福祉計画や生活困窮者自立支援事業での取り組みと連携を図り、適切な支援に繋げていきます。

### 主な取り組み

- 児童虐待防止対策の充実
  - ・家庭児童相談室
  - ・県子ども相談センターとの連携
  - ・要保護児童対策地域協議会
- ひとり親家庭等への支援の充実
  - ・児童扶養手当、学習支援
- すき間のない支援の充実
  - ・貧困家庭への支援
  - ・多胎世帯への支援
- 障がい児支援の充実
  - ・発達支援
  - ・児童発達支援センター カナリヤの家の体制強化
- 外国人市民の子育て支援の充実
  - ・保育園におけるフレスクール
  - ・小中学生を対象としたのぞみ教室



## 第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込

### みと確保方策

#### 1 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域で、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

※「量の見込み」…現在の利用状況及び市民ニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

※「確保方策」…「量の見込み」に対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となるため、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情や利用者の通園等の動線も考慮し、本市では行政区1圏域を教育・保育提供区域と設定します。

ただし、本市は大きく東部地区、西部地区、北部地区に分けられるため、こうした地域のニーズについて、ニーズ調査の結果を考慮し、施設整備等を行う際に配慮していきます。

#### 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

##### (1) 推計の考え方

教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業においては、基本的に国のワークシートに基づき推計することとされていますが、国のワークシートを用いた推計値では以下の課題により実態と乖離する可能性があるため、利用実績を用いた推計も行い、必要に応じて補正を加え、量の見込みを決定しました。

##### ※ ワークシートによる推計の課題

国のワークシートを用いた推計値は、「利用意向率（ニーズ調査結果を基に算出）」に大きく左右され、以下のような課題があります。

- 認知度が低い事業については、内容がイメージできないため、「利用したい」と回答しない場合がある（利用意向率が実際よりも低く算出される可能性あり）。
- 「利用したい」と回答しても、実際の就労状況や子育て環境等により、実際には「利用しない」場合がある（利用意向率が実際よりも高く算出される可能性あり）。
- 利用意向率を算出する際の調査対象数が少ない場合、正しい利用意向率の算出が困難となる。

## （２）認定区分ごとの量の見込みの算出

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分の必要な事業については、国のワークシートに基づき、認定区分ごとに量の見込みを決定しました。

### ■ 認定区分

- 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育を希望し、認定を受けた就学前子ども
- 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども



### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

##### ① 0歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位:人)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		55	57	59	61	63
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	73	73	83	83	83
	特定地域型保育事業	19	19	19	19	19
	合計	92	92	102	102	102
③過不足(②-①)		37	35	43	41	39

※特定地域型保育事業には、事業所内保育、小規模保育、企業主導型保育、認可外保育施設を含む

#### ■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

#### ■ 確保方策の考え方

○既存の認可保育所等における確保を基本とする。



② 1・2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

（単位：人）

			実施時期				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み			415	437	459	478	501
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園・ 認可保育所	413	413	441	441	441
	特定地域型保育事業		69	69	69	69	69
	合計		482	482	510	510	510
③過不足(②-①)			67	45	51	32	9

※特定地域型保育事業には、事業所内保育、小規模保育、企業主導型保育、認可外保育施設を含む

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○既存の認可保育所等による確保を基本とする。





③-1 3～5歳【2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

〔認可保育所・認定こども園〕

（単位：人）

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,143	1,108	1,084	1,061	1,058
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	1,131	1,131	1,208	1,208	1,208
	認定こども園・ 認可保育所					
	その他事業	45	45	45	45	45
合計		1,176	1,176	1,253	1,253	1,253
③過不足(②－①)		33	68	169	192	195

※その他事業…認可外保育施設を記載

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○既存の認可保育所等による確保を基本とする。



③-2 3～5歳【1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）】

【2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性に認定を受けた就学前子ども）】〔認定こども園・幼稚園〕

（単位：人）

		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 量 の 見 込 み	1号認定	495	474	456	453	450	
	2号認定 （学校教育の利用希望が強い）	95	85	74	81	78	
	合計	590	559	530	534	528	
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	285	285	555	555	555
	確認を受けない幼稚園		320	320	0	0	0
	合計		605	605	555	555	555
③過不足(②-①)		15	46	25	21	27	

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出

■ 確保方策の考え方

○既存の幼稚園、保育園、認定こども園等による確保を基本とする。

○令和4年度以降、現在の幼稚園は認定こども園へ移行予定。

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

##### (1) 時間外保育事業

・18:30 以降の受入

(単位:実人数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保方策	15	15	15	15	15
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

##### ■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

##### ■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

##### (2) 放課後児童健全育成事業

(単位:実人数)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	354	361	364	366	366
	2年生	315	321	324	326	326
	3年生	199	203	204	205	206
	低学年計	868	885	892	897	898
	4年生	56	57	57	57	58
	5年生	12	12	12	12	12
	6年生	10	10	10	10	10
	高学年計	78	79	79	79	80
	合計	946	964	971	976	978
②確保方策		946	964	971	976	978
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

##### ■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

##### ■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

### (3) 子育て短期支援事業

(単位:年延べ人数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### ■ 量の見込みの考え方

○国の手引きに基づく「量の見込み」では、ニーズが見られなかったものの、子育て家庭のニーズの変化に対応できるように、第1期計画における「量の見込み」を維持する。

#### ■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

(単位:年延べ人数、箇所)

	実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み(利用者数)	34,235	33,984	34,428	34,135	34,241	
②確保方策	利用者数	34,235	33,984	34,428	34,135	34,241
	実施箇所数	7	7	7	7	7
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

#### ■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

#### ■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

(5) 幼稚園における一時預かり事業

(単位:年延べ人数)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	1,788	1,795	---	---	---
	2号認定	909	912	---	---	---
	合計	2,697	2,707	---	---	---
②確保方策		2,697	2,707	---	---	---
③過不足(②-①)		0	0	---	---	---

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。令和4年度以降は、認定こども園へ移行予定。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。令和4年度以降は、認定こども園へ移行予定。

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

(単位:年延べ人数)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,979	3,070	2,961	2,929	2,951
②確保方策	一時預かり	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
	ファミリー・サポート・センター※	624	624	624	624	624
	トワイライトステイ	5	5	5	5	5
	合計	3,077	3,077	3,077	3,077	3,077
③過不足(②-①)		98	7	116	148	126

※病児・緊急対応強化事業及び就学児童を除く。

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

## (7) 病児・病後児保育事業

(単位:年延べ人数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	213	206	204	203	202
②確保方策	216	216	216	216	216
③過不足(②-①)	3	10	12	13	14

### ■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

### ■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

## (8) ファミリー・サポート・センター(就学児童のみ)

(単位:年延べ人数)

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	72	71	70	67	63
	高学年	14	14	14	14	14
	合計	86	85	84	81	77
②確保方策		90	90	90	90	90
③過不足(②-①)		4	5	6	9	13

### ■ 量の見込みの考え方

○国の手引きに基づく「量の見込み」では、ニーズが見られなかったものの、利用実績があり、利用人数は増加傾向。

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

### ■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

### (9) 利用者支援事業

(単位:年延べ回数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	544	542	545	543	543
②確保方策	544	542	545	543	543
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### ■ 量の見込みの考え方

○相談件数に基づき「量の見込み」を算出。

#### ■ 確保方策の考え方

○子育て世代包括支援センターを設置し、ニーズに合った支援を確保する。

### (10) 妊婦健康診査

(単位:年延べ回数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	535	525	531	533	534
②確保方策	535	525	531	533	534
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### ■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

#### ■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

○妊婦に妊婦健康診査の重要性を伝え、定期的な受診を勧奨することにより受診率を向上させる。

### (11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

（単位：実世帯数）

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	500	494	500	501	502
②確保方策	500	494	500	501	502
③過不足(②－①)	0	0	0	0	0

#### ■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

#### ■ 確保方策の考え方

○保健師、助産師、母子保健推進員の何れかが、家庭訪問を実施する。

### (12) 養育支援訪問事業

（単位：実世帯数）

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
③過不足(②－①)	0	0	0	0	0

#### ■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

#### ■ 確保方策の考え方

○現在、登録している訪問員は2人であるが、3世帯への対応は可能である。



### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【事業概要】

教育・保育施設等の利用者負担額については、各自治体の条例・規則により設定されていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されます。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

本市では、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者に対して、副食材料費について負担減免を行います。

#### 【今後の方向性】

現状の事業を継続し、新たな事業の導入については、国及び県の動向を踏まえた上で事業実施を検討します。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。



## 5 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項

---

### (1) 教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した保育・教育内容、保育・教育環境の充実に努めます。

### (2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

幼稚園教諭と保育士の合同研修など、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園との連携を進め、情報の共有に相互理解を深め、幼稚園教諭・保育士の資質の向上を図るとともに、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるように幼稚園、保育所（園）及び認定こども園と小中学校の連携を強化し、子どもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

## 6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

---

認定こども園が幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることから、認定こども園の計画的な整備を検討するとともに、幼稚園及び保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援、その他、認定こども園の普及に必要な支援を行います。

また、今後、幼稚園、保育所（園）及び認定こども園の相互の連携並びに幼稚園、保育所（園）及び認定こども園と小中学校等との連携を推進します。



## 7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

### (1) 就業環境改善への働きかけ

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

また、特定事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを行っていきます。

## 8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

### (1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

### (2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりの障がいの状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障がいに対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。



## 9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### (1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、様々な啓発活動を通して、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

### (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義および重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

## 10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。



## 第5章 計画の進行管理

### 1 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

### 2 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭を取り巻く、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校、地域住民、事業者など多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備などを行い、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

### 3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「美濃加茂市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。



## 資料編

### 1 次世代育成支援事業一覧

事業名	事業内容	担当課
公立保育園運営事業	仕事など保護者の都合で、昼間世話をすることができない家庭の児童を預かり、保護者に代わって保育をする。	こども課
民間保育園運営委託事業	仕事など保護者の都合で、昼間世話をすることができない家庭の児童を預かり、保護者に代わって保育をする保育業務を民間保育園に委託する。	こども課
延長保育事業（民間保育園分）	保護者の就労等により、通常の保育時間を超えて保育を実施する。	こども課
障がい児保育事業	集団保育が可能な障がい児で、保育に欠ける児童の保育を実施する。	こども課
低年齢児保育事業	年度途中における入園児童に対応する年度当初からの保育士確保の補助を実施する。	こども課
保育園施設整備事業	児童の安全と快適な保育環境づくりのための施設の改善・修繕・保全を行う。	こども課
保育の質の向上のための研修事業	職員の専門性を向上させ、質の高い保育を実施するための研修会の開催及び研修への派遣を行う。	こども課
一時預かり事業	保護者の一時的な就労や子育て中のリフレッシュなどのため、児童を保育園・こども園にて一時的に預かる。	こども課
病児・病後児保育事業	保育園、こども園及び幼稚園に通園している児童が、病気の回復期に至っていないこと、または、病気の回復期にあるが集団生活等が困難な時期にある児童を一時的に預かる。	こども課
子育て支援ネットワーク事業	子育て関係機関の子育て情報の一元化、子育て支援施策の連携・調整を図り、ネットワークを構築することで、広範な子育て支援事業を展開する。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝ってほしい人と、子育てを手伝いたい人とが会員になり、お互いに助け合う組織を作り地域で子育てを行う。	こども課
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・子育てサロン）	子育て中の親子に対して園庭開放、育児相談、出前保育、講演会等を開催し育児支援を行うとともに、子育てサロンとして開放し、親子が集い交流できる場を提供する。	こども課
児童館活動（乳幼児）	子育て中の親子に対し、子育て相談、子育てセミナー等の育児支援を行う。親子クラブとして、様々な遊びを行い親子で楽しく遊ぶ。	こども課

事業名	事業内容	担当課
児童館活動（小学生、世代間交流）	小学生を対象にしてクラブや遊び、児童館まつりなどの行事を行い、地域の人々や世代間との交流の場を設け、児童の健全育成を行う。	こども課
乳幼児期家庭教育学級	子どもの成長や子どもの心に寄り添って、親として前向きに子育てをし、仲間づくりを通じて、情報交換、共生の喜びを感じて子育てができる学級を開設する。	こども課
子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的理由等によって、養育が一時的に困難になった場合等に、児童福祉施設等で一定期間養育する。	こども課
子育て支援短期利用事業（トワイライトステイ事業）	児童を養育している家庭の保護者が仕事等の理由によって恒常的に帰宅が夜間にわたる場合等、児童に対する生活指導などが困難な場合に、児童福祉施設等で一定期間養育する。	こども課
家庭児童相談	児童福祉向上のため、家庭児童に関する相談や指導を行う。	こども課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待やDV問題について、被虐待児童とその家族への援助、早期発見、早期対応、発生防止のため、保健・医療など関係機関によるネットワークを組み対応する。また、児童虐待防止に関する啓蒙・啓発を行う。	こども課
児童発達支援センター カナリヤの家	ことばや運動、社会性などの発達に遅れや心配のある子ども、発音不明瞭な子どもなどのために、一人ひとりに適した指導を行い、早期発見・早期指導を行うとともに、定住支援や自立支援を促す。	こども課
放課後児童クラブ（学童保育）	学校の授業終了後、帰宅しても保護者が留守の家庭の児童を預かり、生活を遊びの場を提供することで、働く保護者を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	教育総務課
妊婦健康診査	母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の受診票を交付し、妊婦及び胎児の健康を確認するため、規定の頻度で受診するよう指導する。	健康課
乳幼児健康診査	身体的精神的疾患の早期発見や心身の成長発達確認をし、健全な成長発達を促す。また、育児者の精神面にも着目し必要なサポートをする。	健康課
もうすぐパパママ教室	健やかな子どもを産み育てるために必要な妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や育児に関する体験学習を通して、父親、母親になることへの意識付けをする。	健康課

事業名	事業内容	担当課
育児相談	6～7カ月児を育児中の保護者を対象とした相談会。問診、身体計測、保健指導、読み聞かせ、離乳食の試食を通し、保護者の不安に応え、子どもの健やかな発達を促すよう支援を行う。	健康課
マタニティクラス	健やかな子どもを産み育てるために必要な妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と母親になることへの意識付けをする。また、妊婦同士の情報交換や友達づくりに活かす。	健康課
健康の維持増進	正しい健康管理に関する知識を普及する。特に、タバコの害について、母子健康手帳交付時に啓発を図るとともに、普段からポスターなどで市民に周知する。	健康課
あじさい子育てひろば	市内の子育て支援拠点や商業施設等で、助産師が子育て相談や子の計測を行う。	健康課
こんにちは赤ちゃん訪問	出生したすべての子と保護者を訪問する乳児家庭全戸訪問事業として、母子保健推進員または保健師、助産師による全戸訪問を実施。育児不安が強く、支援が必要な場合は、育児支援家庭訪問も実施する。	健康課
養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問)	養育支援が必要となりやすい状況にありながらも近隣から孤立し、社会的な支援が得られにくい状況にある家庭に対し、育児支援訪問員を派遣して相談支援を行い、生活の安定を図る。	健康課



## 2 計画の策定経過・体制

### (1) 策定経過

平成30年度	
平成30年5月22日	第1回美濃加茂市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画について
平成30年11月7日	第2回美濃加茂市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画アンケートについて
平成30年12月12日～ 平成30年12月26日	市民ニーズ調査の実施 就学前児童の保護者 1,675人配布 回収率45.7% 小学生の保護者 1,000人配布 回収率44.5%
平成31年3月15日	第3回美濃加茂市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画のアンケート結果及び集計について
平成31年度（令和元年度）	
令和元年6月5日	第1回美濃加茂市子ども・子育て会議 ・第2期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
令和元年10月24日	第2回美濃加茂市子ども・子育て会議 ・第2期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画経過報告・内容調整について
令和元年12月18日	第3回美濃加茂市子ども・子育て会議 ・第2期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画内容について
令和2年1月9日～ 令和2年1月29日	パブリックコメント（市民意見公募）の実施
令和2年 月 日	第4回美濃加茂市子ども・子育て会議 ・第2期美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント結果について（案）

(2) 令和元年度 美濃加茂市子ども・子育て会議委員名簿

	役 職	委員氏名
1	学識経験者（元大学准教授）	木澤 光子
2	学識経験者（大学教授）	ダーリンプル規子
3	民生児童委員主任児童委員	竹林 智美
4	子育て中の保護者	板垣 亜希子
5	〃	堀部 千春
6	〃	林 友美
7	〃	山中 良
8	〃	大島 麻佐恵
9	加茂学園 園長	林 欣児
10	明応こども園 園長	佐々木 真
11	森山学園 園長	渡辺 皆人
12	（株）ニチイ学館 岐阜支店長	谷藤 純一
13	たちばな保育園 園長	佐藤 鉄司
14	たから幼稚園 事務長	則竹 裕美
15	認定こども園山手幼稚園 園長	渡辺 勇人

【事務局】

役職名等	氏名
健康福祉部長	藤井宗裕
健康福祉部こども課長	森川英司
健康福祉部こども課子育て支援係長	酒向真奈美
健康福祉部こども課総務係長	片岡宏恵
健康福祉部健康課母子保健係長	岩田佳子
教育委員会教育総務課総務係長	井藤恵美
教育委員会学校教育課特別支援係長	林みな子

※美濃加茂市子ども・子育て支援会議は、美濃加茂市附属機関の設置に関する条例において定められている附属機関です。

**第2期 美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画**

発行年月：令和2年3月

発行・編集：岐阜県美濃加茂市健康福祉部こども課

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431 番地 1

TEL 0574-25-2111（代表） FAX 0574-27-7961